フィンテックを活用したサービスに関する
フォローアップ調査報告書

2023年3月

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

目 次

第1 調査趣旨 1

第2 調査対象・調査の方法 2

1 調査対象 2
2 調査方法 3

第3 家計簿サービス等の分野における取引の状況 4

1 家計簿サービス等の概要等 4
2 口座情報の取得に係る銀行と電子決済等代行業者間の取引状況 6
3 独占禁止法及び競争政策上の考え方 22

第4 コード決済市場の状況 27

1 コード決済サービスの概要 28
2 利用者による入金フロー（チャージ等取引） 34
3 加盟店への出金フロー（振込取引） 59
4 全銀ネットにおける取組 69

第5 諸外国におけるオープンバンキングに関する制度及び取引の状況 74

1 EU における制度の概要 74
2 英国における制度の概要 77
3 豪州における制度の概要 79
4 米国における取引の状況 81
5 諸外国の制度及び取引状況を踏まえた示唆 84

第6 今後の取組 86

参考 用語集 87

第1　調査趣旨

従来は銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、フィンテック[1]を活用する事業者（以下「フィンテック企業」という。）が参入し、個人向け家計簿サービス[2]、中小企業や個人事業主向け会計サービス及び QR コード等を用いたキャッシュレス決済[3]サービス等の新たな金融サービスが提供されるようになり、利用者の利便性の向上が図られてきた。このような新たなテクノロジーを活用する事業者の新規参入等による事業者間の競争の活性化、新たなサービスの創出等のイノベーションの促進、利用者の利便性の向上等が図られる環境を確保することは、競争政策を担う公正取引委員会に期待されている重要な役割の一つである。そのため、公正取引委員会は、キャッシュレス分野における競争政策上の課題を把握するために、当該分野の実態調査を実施し、2020 年4月に「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」（以下「家計簿サービス等報告書」という。）及び「QR コード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（以下「コード決済報告書」という。）を公表した（以下両調査をまとめて「前回調査」というとともに、両報告書をまとめて「前回報告書」という。）。

前回報告書の公表以降、電子決済等代行業者の銀行へのアクセスや銀行間手数料に係る取引慣行等について、関係事業者等の取組により、利用者の利便性の向上等が図られたと考えられる。今般、公正取引委員会は、フィンテックを活用したサービス分野における競争環境を更に改善し、イノベーションの促進と利用者の利便性の更なる向上を図るため、前回調査のフォローアップ調査を実施した。

---

[1] 金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す。

[2] 資産管理サービスとも呼ばれることもあるが、本調査では「家計簿サービス」という。

[3] 物理的な現金（紙幣・硬貨）以外の決済（資金など金銭的価値の受渡しを行うことによって、当事者間の金銭上の債権・債務関係を解消すること）手段を利用して決済を行うことを指す。

第2　調査対象・調査の方法

1　調査対象

前回調査では、家計簿サービス等報告書において、

提言①：電子決済等代行業者による銀行へのアクセス確保

コード決済報告書において、

提言②：リテール決済インフラの利用料金の設定・更新系 API の活用
提言③：銀行間手数料に係る取引慣行の見直し
提言④：全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保
提言⑤：資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討

等について提言を行った。

本調査では、前回調査の五つの提言について、それぞれ、以下の事項について調査を行うとともに、その他の競争政策上の課題の有無について調査・検討を行った。

前回調査における提言		本調査における調査事項
家計簿サービス等報告書	提言①：電子決済等代行業者による銀行へのアクセス確保	口座情報の取得に係る銀行と電子決済等代行業者間の取引状況
コード決済報告書	提言②：リテール決済インフラの利用料金の設定・更新系 API の活用	リテール決済インフラの利用料金の変化がノンバンクのコード決済事業者の銀行等に支払う費用の変化につながっているか
	提言③：銀行間手数料に係る取引慣行の見直し	銀行間手数料に係る取引慣行の見直しが振込手数料の変化につながっているか
	提言④：全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保	全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に向けた検討状況
	提言⑤：資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討	全銀システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討状況

2 調査方法

調査は、2022 年3月から 2023 年2月にかけて、次の方法により実施した。

⑴ 書面調査

ア	電子決済等代行業者[4]	102 社[5](回答数 50 社)
イ	資金移動業者[6]	83 社[7](回答数 46 社)
ウ	銀行[8]	134 行[9](回答数 120 行)

⑵ ヒアリング調査

ア	電子決済等代行業者	7社
イ	資金移動業者	5社
ウ	銀行	12 行
エ	事業者団体等	4団体
オ	リテール決済インフラ提供事業者	5社
カ	有識者	3名
キ	海外の関係当局、事業者団体	6機関

---

[4] 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第2条第 18 項の「電子決済等代行業者」をいう。

[5] 書面調査開始時点(2022 年4月 14 日)において電子決済等代行業者としての登録を受けていた者を対象とした。

[6] 資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。)第2条第3項の「資金移動業者」をいう。

[7] 書面調査開始時点(2022 年4月 14 日)において資金移動業者としての登録を受けていた者を対象とした。

[8] 本調査では邦銀を対象とした。

[9] 書面調査開始時点(2022 年4月 14 日)において銀行としての免許を受けている者を対象とした。

第3　家計簿サービス等の分野における取引の状況

家計簿サービス等報告書では、銀行と電子決済等代行業者との取引における競争政策上の考え方として、「銀行が保有する預金口座等の情報に対するアクセス（中略）が適切に確保される必要がある。」「今後、利用者のニーズやコスト負担等を踏まえつつ、必要に応じ、銀行において API 接続[10]により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい。」と提言した（前記第2の1提言①）。そのため、第3では、家計簿サービス等（後記1⑴参照）における電子決済等代行業者による預金口座等の情報に対するアクセスが適切に確保されているかを確認するため、前回調査以降の口座情報の取得に係る電子決済等代行業者と銀行との取引状況について示すとともに、当該状況を踏まえた独占禁止法及び競争政策上の考え方を示す。

1　家計簿サービス等の概要等

⑴　家計簿サービス等の概要

個人向け家計簿サービス及び中小企業・個人事業主向け会計サービスには、サービスごとに多様な特徴があるが、その主たる特徴は、利用者が、スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーションに、預金口座やクレジットカードの番号等を登録することにより、預金口座の入出金の動きやクレジットカードの使用状況等の複数の情報が自動的に記録され、一元的にこれらの状況等を確認することができることである。このように、両者は利用者が異なるものの、銀行から口座情報を取得するなどして、それを用いて利用者に対してサービスを提供するという点において共通していることから、本調査においては「家計簿サービス等」と総称する。

なお、家計簿サービス等を提供する事業者が取得した口座情報や、口座情報を用いて作成された情報は、銀行においても、融資業務等に利用されることがある。

[10] 後記2⑴ア脚注 19 参照

⑵ 家計簿サービス

家計簿サービスとは、スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーション上で複数の銀行の預金口座やクレジットカード等の収支の状況を自動で記録し、家計簿を作成するサービスである。

電子決済等代行業の登録を受け、このような家計簿サービスを提供していると回答した事業者は3社[11]であり、預金口座を登録している利用者数に関する正確な数値は不明[12]であるものの、家計簿サービスを運営する上場企業が公表する利用者数は増加していることから、家計簿サービスの市場全体としても利用者数は増加傾向にあるものと考えられる。

また、前回調査以後、銀行自身が単独で又は電子決済等代行業者（後記2⑴ア参照）と連携して、家計簿サービスを提供する事例も確認されている。

⑶ 会計サービス

会計サービスとは、中小企業や個人事業主が行う会計業務や確定申告をサポートするサービスである。基本的な機能は家計簿サービスと同様であり、中小企業等が利用している預金口座等の情報を利用して、預金口座における入出金の動き等を会計帳簿に自動的に仕分けしたり、決算書類を自動的に作成したりするものである。

また、預金口座の入出金に係るデータは、銀行等の融資手続に用いられることもある。これにより、サービスを利用している中小企業等が融資を受ける場合に、従来必要とされてきた銀行等に対する財務状況に係る書類の提出等を省略し、融資の手続に要する期間を短縮することができる。

電子決済等代行業の登録を受け、このような会計サービスを提供していると回答した事業者は9社[13]であり、預金口座を登録している利用者数に関する正確な数値は不明[14]であるものの、会計サービスを運営する上場企業

---

11 書面調査の回答内容の集計及び事業者からのヒアリングによるもの。なお、前回調査時点では5社であった。

12 前回調査時点で約 500 万人（アンケート調査の回答内容を集計したもの。）に達していた。

13 書面調査の回答内容の集計及び事業者からのヒアリングによるもの。このうち2社は、家計簿サービスの提供も行っている。なお、前回調査では6社であった。

14 前回調査時点で約 50 万社（アンケート調査の回答内容を集計したもの。）に達していた。

が公表する利用者数は増加していることから、会計サービスの市場全体としても利用者数は増加傾向にあるものと考えられる。

2 口座情報の取得に係る銀行と電子決済等代行業者間の取引状況

(1) 銀行との口座情報参照契約の締結状況

ア 銀行法の改正等

家計簿サービス等を提供する事業者は、従前、インターネットバンキング（IB）サービス[15]利用者向けに家計簿サービス等を提供してきており、IBサービスの対象となる口座情報を取得する際に、利用者から IB サービスに係るパスワード等を受け取り、利用者に代わって勘定系システム[16]にアクセス[17]し、情報を取得する、いわゆる「スクレイピング」と呼ばれる手法を用いてきた。また、2018 年5月 31 日までは、家計簿サービス等を提供する事業者は法律に基づく登録等を受ける必要はなく、自由に事業を行うことができた。

その後、利用者保護を確保しつつ、家計簿サービス等を提供する事業者を含めたフィンテック企業とのオープンイノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備するため、2017 年の銀行法改正[18]（以下「銀行法等改正法」という。）により、家計簿サービス等を提供する事業者は、銀行口座開設者の委託を受けて口座情報を取得するなどの業を行うためには、「電子決済等代行業者」としての登録を受けるとと

---

15 IB サービスとは、IB システムを導入している銀行の利用者が、同サービスに申し込むことにより、パソコンやスマートフォン等の端末を利用してインターネットに接続し、金融機関のシステムにアクセスして口座残高照会や資金移動等を行えるサービスである。同サービスは、個人口座用と法人口座用が別に提供されている。

16 預金、融資、為替等の業務処理機能を担っている基幹的なシステム。

17 銀行が保有する口座情報は、勘定系システムにおいて管理されているため、口座情報を取得するためには、勘定系システムにアクセスする必要がある。

18 銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）。

もに、2020年5月31日[19]までに銀行との間で「電子決済等代行業」に係る契約を締結することが義務付けられた（以下当該契約を「口座情報参照契約」という。）。また、銀行は、電子決済等代行業者がスクレイピングによらずに口座情報を取得することができるようにするための体制整備に努めること[20]とされたことから、電子決済等代行業者による口座情報の取得に当たっては、原則として API[21]という技術が用いられることとなった[22]。

なお、API はその機能により2種類に分けられ、振込など口座情報を更新するための「更新系 API」と、残高照会など口座情報を参照するための「参照系 API」がある。電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するために主として必要となるのは参照系 API である。

イ 銀行との口座情報参照契約の締結状況

銀行法上、電子決済等代行業者は、銀行が保有する口座情報を取得するためには、銀行ごとに電子決済等代行業に係る契約を締結する必要がある[23]。

---

[19] 2020年4月14日、金融庁は、銀行及び電子決済等代行業者の双方が2020年5月31日までに契約を締結する意向を示していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては、契約締結期限を2020年9月30日まで延長することを発表した（https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11511167/www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press_20200414.html）。

[20] 銀行法等改正法附則第11条。

[21] Application Programming Interface：「他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式」を指す（以下、API を利用して銀行システムに接続することを「API 接続」といい、他の企業等からのアクセスを可能とするための API を公開することを「オープン API」という。）。

[22] スクレイピングにより参照できる情報は、IB サービスで参照できる情報全てであり、普通預金口座のほか、外貨預金口座や投資信託口座等の情報を取得することが可能な場合もあったが、銀行法においては、API 接続によって取得できる情報の範囲は特段規定されていないため、どのような情報へのアクセスを認めるかは各銀行の判断に委ねられている。

[23] 銀行法第52条の61の10第2項では、契約においては以下の点を定めることとされている。

① 電子決済等代行業に関し、利用者に損害が生じた場合における、銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

② 電子決済等代行業者がその業務に関して取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置に関する事項

家計簿サービス等報告書第4の1⑴では、「銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約を通じて、家計簿サービス等における預金口座等の情報に対するアクセスは確保される見込みである。」としていた。

家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者に対し、口座情報参照契約の締結を希望し交渉した銀行との間の契約締結状況について質問して得た回答は、図表1のとおりである。

図表1：口座情報参照契約の締結を希望し交渉した銀行との間の契約締結状況

回答内容	電子決済等代行業者[24]
契約を希望し交渉した全ての銀行と契約を締結している（100%）	4（40.0%）
契約を希望し交渉した銀行とはおおむね契約を締結している（80%以上）	5（50.0%）
契約を希望し交渉した銀行のうち半数以上の銀行と契約を締結している（50%以上）	1（10.0%）
契約を希望し交渉した銀行の多くと契約の締結に至っていない（50%未満）	0（0.0%）
契約を希望し交渉した銀行と一行も契約の締結に至っていない	0（0.0%）
回答数	10

出所：書面調査（電子決済等代行業者向け）の回答を基に当委員会作成。

金融庁の調査「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結の状況について」（2021 年3月 31 日）によれば、2020 年9月末時点と 2019 年 12 月末時点での電子決済等代行業者と銀行との契約締結状況を比較すると、例えば、1社以上の電子決済等代行業者と契約締結済みの銀行が 79 行から 125 行に増加しているとともに、半数以上の銀行が 10 社以上の電子決済等代行業者と契約を締結していることから、銀行と電子決済等代行業者との間の口座情報参照契約の進展がうかがえる。

[24] （ ）内の割合は、小数点以下第2位を四捨五入した数字であるため、各欄の合計値が100%にならない場合がある。以下同じ。

図表2:「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（2021 年3月 31 日）

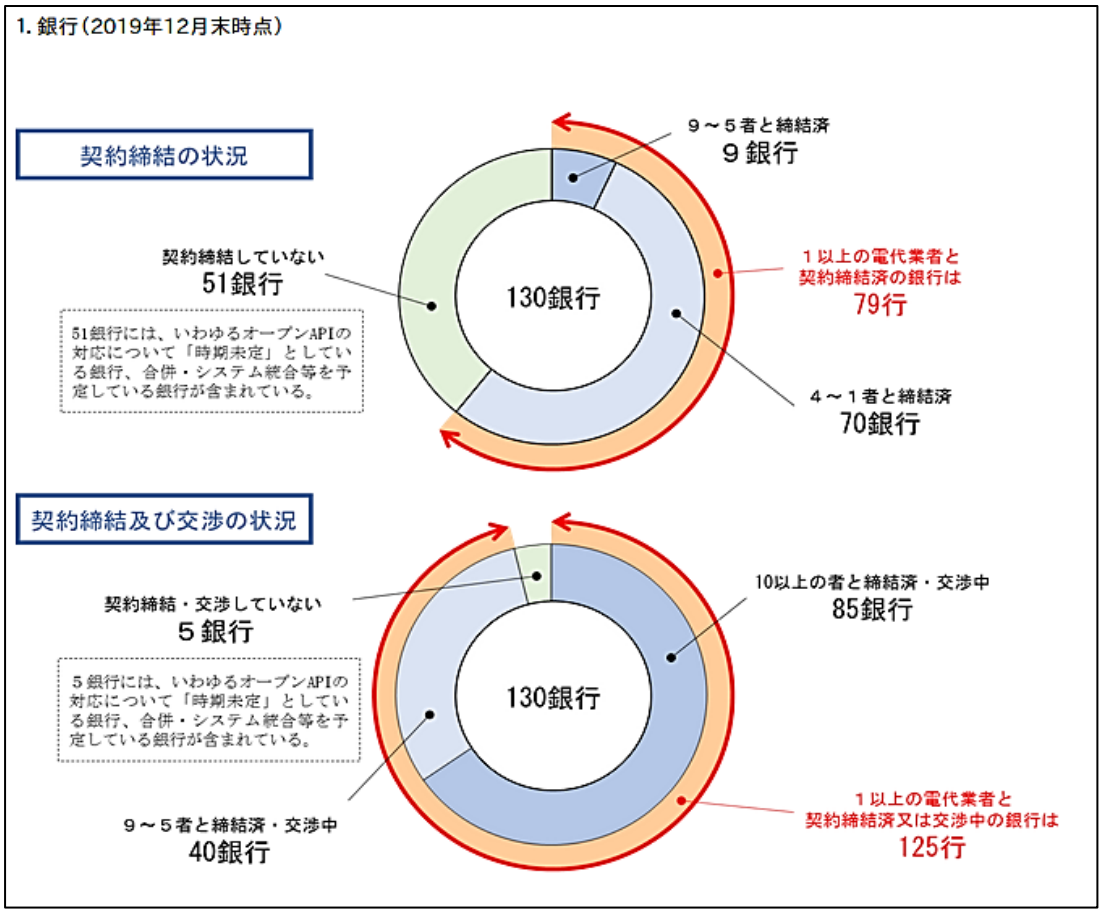

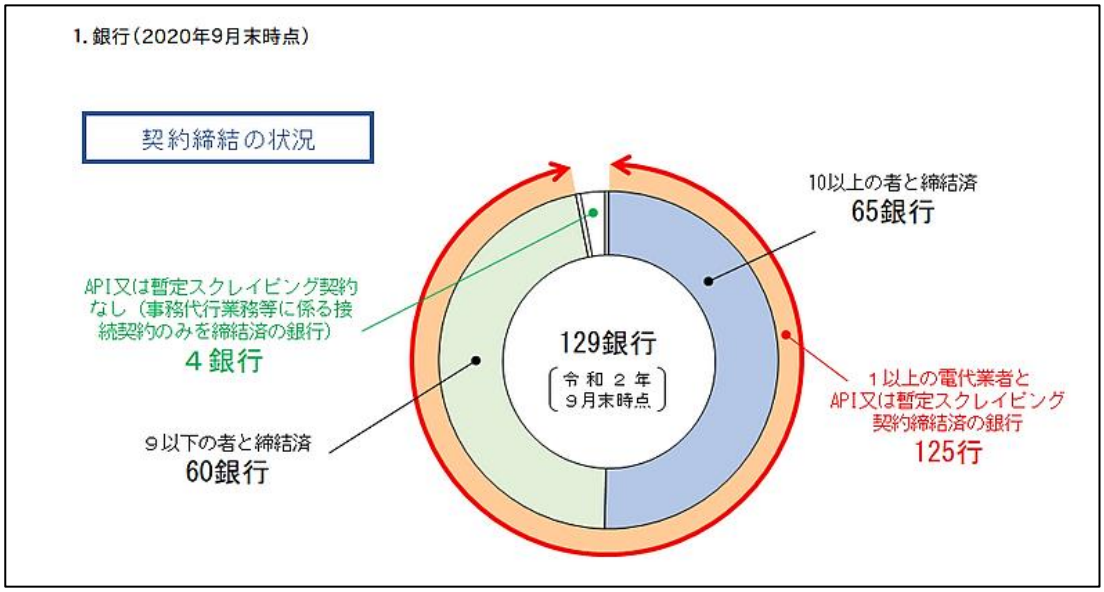

出所:金融庁 HP

⑵ 銀行との口座情報参照契約に係る契約条件等

前記2⑴イの脚注 23 のとおり、銀行と電子決済等代行業者との間の口座情報参照契約について、銀行法では、損害発生時の賠償責任の分担、情報の適切な取扱い等に関する措置等を契約において定めることとされているが、これらの具体的な内容のほか、その他の事項について、銀行と電子決済等代行業者の交渉により定められることとなる[25]。

ア 銀行との口座情報参照契約に係る契約条件

電子決済等代行業者及び銀行向け書面調査によると、電子決済等代行業者と銀行との口座情報参照契約は1年更新であることが多い。

銀行に対し、口座情報参照契約の契約期間や契約更新の状況について質問して得た回答は、以下のとおりである[26]。

【口座情報参照契約の契約期間や契約更新の状況】

（銀行）

- 経済情勢や外部環境の変化があった際に柔軟に対応できるよう、契約を1年更新としている。電子決済等代行業者から契約条件の変更に関する申し出がなければ自動的に更新される。
- 電子決済等代行業者との契約期間は1年間としているが、その理由は、当行において法人と契約する場合の一般的な契約期間は1年間とすることが多いためである。ただし、契約内容は契約期間内であっても随時協議できるようにしている。
- 電子決済等代行業者との契約期間は1年間としている。当行は電子決済等代行業者のモニタリングを1年に1回実施し、接続の安全性を確認している

---

[25] 銀行と電子決済等代行業者の契約交渉の事務負担軽減のために、一般社団法人全国銀行協会は、契約交渉において参考とするものとして「銀行法に基づく API 利用契約の条文例」を取りまとめ、公表している。なお、参照系 API 接続料については契約条文例では定められておらず、各銀行及び電子決済等代行業者の交渉において決定される。また、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）は、「API 接続チェックリスト」を取りまとめ、公表している（詳細は家計簿サービス等報告書第2の4⑵ウ参照）。

[26] 本調査における書面調査の自由記載欄及びヒアリング調査の中では、個別具体的な内容も含まれており、そのまま内容を記載すると事業者が特定されてしまうおそれがある場合には、記載を抽象的にするとともに、全体として表現を統一するなどの修正を適宜行っている。以下同じ。

ところ、モニタリングで何らかの問題が発覚した際に電子決済等代行業者と話合いをしやすいように、契約期間を1年としている。

銀行が電子決済等代行業者から受け取る参照系 API 接続料は主に「初期費用」及び「ランニングコスト」に分類され得る。銀行、電子決済等代行業者及び事業者団体に対し、参照系 API 接続料の内訳として「初期費用」及び「ランニングコスト」のそれぞれにどのような要素が含まれているのかについて質問して得た回答は、以下のとおりである。

【参照系 API 接続料の内訳】

（銀行）

- 参照系 API を電子決済等代行業者と接続する際に、初期費用と月額利用料を請求している。このうち、初期費用には接続のための試験費用や API 接続基盤の構築費用が含まれ、月額費用には当行に生じている回線費用等のランニングコストが含まれている。
- 初期費用の内訳として、システム開発に係るコストや参照系 API 接続に関するセッティングコストが含まれるが、人件費は考慮していない。
- 参照系 API 接続料は電子決済等代行業者に対するサービスの対価と捉えている。その上で、初期費用はサービス導入の対価、従量費用は参照系 API 接続を通じた当行のシステムへのアクセスの対価である。

（電子決済等代行業者）

- 参照系 API 接続料の初期費用は、接続のために必要となる接続テスト環境の構築等、銀行が参照系 API 接続基盤を提供するベンダーに支払う金額の一部又は全部で構成されているのだと思われる。銀行によっては、複数の電子決済等代行業者の接続テスト時期が同じ期間になるように調整して、銀行がベンダーに支払う金額を複数の電子決済等代行業者で按分負担できるように配慮してくれるところもあった。

（事業者団体）

- 新規接続を希望する小規模な事業者にとっては、銀行における審査や疎通確認に係る初期費用が負担となっており、新規参入の妨げになっているのではないかと考える。

一方で、参照系 API 接続料を無料としている銀行もあり[27]、そのような銀行に対し、参照系 API 接続料を無料としている理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【参照系 API 接続料を無料としている理由】

（銀行）

- 当行は最近事業を開始したばかりの後発組の銀行であり、他行と同じサービスを提供していては顧客を獲得できないため、戦略的に参照系 API 接続料を無料として利用者を引きつけようとしている。また、当行は API 接続を前提にしたシステムを開発したため、API 接続に要する費用を低く抑えることができている。
- 当行では当初から参照系 API 接続料を有償にするという考え方がなかった。また、電子決済等代行業者からも参照系 API 接続料を無料にできないかという打診もあった。
- 当行はオープン API によるデジタル化については前向きな姿勢である。そのため、電子決済等代行業者からこういうことをやりたいという提案があれば、それが当行のビジネスと合えばやっていくつもりであるし、仮にその提案が当行としてもビジネスとして成り立つものであれば、必ずしも参照系 API 接続料をもらう必要はないと思う。
- 当行は、オープンイノベーション促進を目的として参照系 API 接続料を無償としている。また、仮に手数料を徴求しようとしても、限定的な金額しか徴求できないにもかかわらず、法務面でのコストや交渉コストがかかる。そのようなコストを踏まえれば、電子決済等代行業者との協業で得られるメリットを勘案し、参照系 API 接続料を無償にした方が良いのではないかと考えた。
- 当行は、電子決済等代行業者との協業により、当行の利用者の利便性を向上させ、より良いサービスを提供するため、参照系 API 接続料を無料にしている。

---

[27] 後記第5のとおり、諸外国においては、フィンテック企業の新規参入促進等の観点から銀行に対して無償でデータ提供を義務付けている例もある。また、我が国においても、「成長戦略フォローアップ工程表」（2021 年6月 18 日閣議決定）において、「1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備」として、「データポータビリティや API 開放に向けた課題整理を踏まえた必要な措置」を採ることとされている。

また、特定の電子決済等代行業者に対して接続料を減免する銀行もあった。そのような料金設定をしている銀行に対し、特定の電子決済等代行業者に対し参照系 API 接続料を減免する理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【特定の電子決済等代行業者に対し参照系 API 接続料を減免する理由】

（銀行）

- 電子決済等代行業者と協業している場合において、電子決済等代行業者のアプリ上に当行の広告を掲載してもらうような場合には、参照系 API 接続料を減免することがある。
- 一部の電子決済等代行業者の初期費用を低額としているが、これは当行が参照系 API に関する事業を立ち上げる際に当該電子決済等代行業者にファーストユーザーとして協力してもらったからである。
- 電子決済等代行業者に対して手数料の具体的な内容を説明した上で、規定料金を例示するが、ビジネス協業の可能性を踏まえ、手数料を減免することが可能であることも伝える。その後、交渉において協業の可能性等を踏まえて減免の水準を提示している。
- 一部の電子決済等代行業者に対する初期費用等を無償としているが、そのような電子決済等代行業者からは、他行との参照系 API 接続では銀行側がコストを負担しているので当行に対してのみ費用を支払うことはできないと言われている。一概に電子決済等代行業者より銀行の方が立場が強いというわけではない。
- 当行と電子決済等代行業者の双方で交渉の上、参照系 API 接続料を決定している。無償での参照系 API 接続の申し出があった電子決済等代行業者とは有償接続の可否の交渉を行ったが実現しなかった。

イ 銀行との口座情報参照契約に係る契約条件の見直し交渉の状況

前記アのとおり、銀行と電子決済等代行業者との口座情報参照契約は1年更新であることが多く、また、いずれかが契約条件に疑義があれば協議を行う形式となっていることが多い。さらに、家計簿サービス等報告書第3の3では、「電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、多くの銀行から、今般の条件は、上記の期限（注：銀行法等改正法で定められた2020 年5月末の期限）を前提とした暫定的なものであり、契約更新に係

る交渉の際に契約内容を見直す可能性について示唆されている者もいる」としている。

電子決済等代行業者に対し、銀行との口座情報参照契約に係る契約条件の見直し交渉の有無について質問して得た回答は、図表3のとおりである。

図表3：銀行との口座情報参照契約に係る契約条件の見直し交渉の有無

回答内容	電子決済等代行業者
ある	7（70.0%）
ない	3（30.0%）
回答数	10

出所：書面調査（電子決済等代行業者向け）の回答を基に当委員会作成。

電子決済等代行業者及び銀行に対して、契約条件の見直し交渉を行った理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【契約条件の見直し交渉を行った理由】

（電子決済等代行業者）

- 銀行法等改正法に基づく契約締結期限が迫っていたため、まずは当社が要求した低額での接続要求を認め、今後契約内容を見直す予定という留保付きで契約を締結した銀行がある。
- 銀行の担当者はすぐに代わるので、オープンバンキングという銀行法改正の趣旨を知らずに契約内容の見直しを求めてくることがある。
- 契約条件の見直しの理屈はまちまちだが、アクセス数の増加やベンダーへの支払が増えているといった理由が多い。また、そのような交渉を申し入れてくる銀行は地方銀行が多いが、中小企業や個人事業主の顧客を主としている当社の性質上、その地方で一番大きい銀行と契約を締結しておくことが重要である。

（銀行）

- 銀行法等改正法で定められた期限が迫っていたことから細かい経済条件を決める前に仮の口座情報参照契約を締結した電子決済等代行業者もいた。

そのような電子決済等代行業者とは先方の言い値で仮契約を締結してしまったので、それを解消するために定期的な契約交渉を行っている。

- 参照系 API 接続料については毎年1回、前年の接続数の実績に基づき改定交渉を行っている。

図表3で「ある」と回答した電子決済等代行業者に対し、銀行との口座情報参照契約の見直しによる契約条件の変化について質問して得た回答は、図表4のとおりである。

図表4：銀行との口座情報参照契約の見直しによる契約条件の変化【複数回答】

回答内容	電子決済等代行業者
契約条件が悪化した	6（54.5%）
契約条件は変わらない	4（36.4%）
契約条件が改善した	1（9.1%）

出所：書面調査（電子決済等代行業者向け）の回答を基に当委員会作成。

電子決済等代行業者向けの書面調査によると、図表4で「契約条件が悪化した」と回答した全ての電子決済等代行業者が、契約条件の見直しにおいて銀行から参照系 API 接続料の値上げを求められ、実際に参照系 API 接続料が値上がりした。

参照系 API 接続料の値上げを求められたことがある電子決済等代行業者に対し、値上げの根拠に関する銀行からの説明状況について質問して得た回答は、図表5のとおりである。

図表5：値上げの根拠に関する銀行からの説明状況

回答内容	電子決済等代行業者
全ての銀行から納得のいく十分な説明を受けた	2（33.3%）
多くの銀行から十分な説明を受けたが、一部説明が不十分だと感じる銀行もあった	1（16.6%）
一部の銀行からは十分な説明を受けが、多くの銀行の説明は不十分だと感じた	2（33.3%）
全ての銀行の説明は不十分だと感じた	0（0.0%）
その他[28]	1（16.6%）
回答数	6

出所：書面調査（電子決済等代行業者向け）の回答を基に当委員会作成。

電子決済等代行業者及び銀行に対し、参照系 API 接続料の値上げの理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【参照系 API 接続料の値上げの理由】

（電子決済等代行業者）

- 銀行側にシステム上の費用が生じているのは理解できるが、個人の一般ユーザーが IB サービスで口座情報を閲覧する分には無償であるにもかかわらず、電子決済等代行業者を通すと料金が発生する状態には疑問を持っている。
- 参照系 API 接続料設定の根拠について、銀行からは、「構造的にお金がかかってしまうので、そのうち一部は電子決済等代行業者に負担してほしい。」といった説明を受けている。根拠を「業界構造」でまとめられてしまうため、説明が不十分であると感じている。
- 銀行は金融庁から、銀行法等改正法の契約締結期限である 2020 年9月末までに電子決済等代行業者と契約を締結するようにプレッシャーを受けていたため、一部の銀行は、当社から要望した低コストでの接続要求を認

[28] 基本的にはいずれもシステムベンダーに支払う費用及びシステム投資の費用の負担割合を、電子決済等代行業者に寄せたいというもので、オープンイノベーションの果実を評価してトータルで判断するということが現実的に難しいとなると、納得はできなくとも受け入れざるを得ない、との回答。

め、契約を締結した。その際に、今後契約内容を見直すと言われていた銀行から参照系 API 接続料の見直しを要求されたことがある。

- 銀行は厳しい収支管理を求められており、例えば、想定よりも接続する電子決済等代行業者が少なく収支が厳しいため、接続している電子決済等代行業者1社当たりの負担を増やしてほしいといったことがある。

（銀行）

- 一部の電子決済等代行業者への接続料の値上げ理由は、取引数が増えたためである。取引数が増えると、システムの処理性能やデータベース容量の見直しが必要となり、当行としても費用がかかる。そのため、取引数の増加に伴いコストが下がるという話ではない。

一方で、電子決済等代行業者に対し、銀行に対する参照系 API 接続料の値下げ交渉の実施の有無について質問して得た回答は、図表6のとおりである。

図表6：銀行に対する参照系 API 接続料の値下げ交渉の実施の有無

回答内容	電子決済等代行業者
ある	3（42.9%）
ない	4（57.1%）
回答数	7

出所：書面調査（電子決済等代行業者向け）の回答を基に当委員会作成。

図表6で「ある」と回答した電子決済等代行業者に対し、交渉の結果を質問して得た回答は、図表7のとおりである。また、「（1行以上）値下がりした」と回答した電子決済等代行業者であっても、希望どおりの金額の値下げが実現した電子決済等代行業者はなかった。

図表7：参照系 API 接続料の見直し交渉の結果

回答内容	電子決済等代行業者
(1行以上)値下がりした	1(33.3%)
値下げの求めに応じた銀行は1行もなかった	1(33.3%)
その他[29]	1(33.3%)
回答数	3

出所：書面調査(電子決済等代行業者向け)の回答を基に当委員会作成。

図表6で「ない」と回答した電子決済等代行業者に対し、銀行に対して参照系 API 接続料の値下げ交渉を実施しない理由について質問して得た回答は、図表8のとおりである。

図表8：銀行に対して参照系 API 接続料の値下げ交渉を実施しない理由【複数回答】

回答内容	電子決済等代行業者
接続料の水準に不満はないから	0(0.0%)
接続料値下げの交渉に銀行が応じてくれるとは思えなかったから	4(57.1%)
接続料値下げを交渉するための材料が特にないから	3(42.9%)

出所：書面調査(電子決済等代行業者向け)の回答を基に当委員会作成。

ウ 参照系 API 接続料の課金方法

家計簿サービス等報告書第3の1⑴イでは参照系 API 接続料の水準に関する電子決済等代行業者の考え方として、「銀行において API 接続基盤に係るコストが発生していることから、電子決済等代行業者においても一定の費用負担は受け入れざるを得ないとの意見が多く聞かれた」ものの、「費用が際限なく増加することとなる従量制は受け入れがた」いとしている。

電子決済等代行業者、事業者団体、銀行及び有識者に対し、参照系 API 接続料の課金方法について質問して得た回答は、以下のとおりである。

[29] 参照系 API 接続料算出のための計算式の見直しでの値下げ交渉ではなく、取引のカウント方法の相談をしたとの回答。

【参照系 API 接続料の課金方法】

（電子決済等代行業者）

- 半分以上の銀行において、参照系 API 接続料が従量課金制になっているが、このような料金体系だとせいぜい月数回程度しか銀行のデータを拾うことができない。月数回という数字は、家計簿サービスならともかく、会計サービスにおいては適切ではない。
- 現実的に当社にとって最適な参照系API接続料は、ある程度の初期費用を支払ってもいいので、その代わりにランニングコストを固定にしてもらうことである。
- 当社は銀行と接続交渉を行う際に、基本的には固定課金制となるように交渉しているが、これが料金設定として正しいと考えているわけでもない。参照系 API 接続料は無料であるべきという意見もあるし、適正な料金水準がどの程度なのかは難しい。
- 一部の銀行は複雑な計算式を基に参照系 API 接続料を決定している。電子決済等代行業者、銀行双方の担当者が変わっていく中で、過去の交渉の経緯が分からなくなる可能性もあるため、料金にバラエティを持たせるのは必ずしも良くない。
- 従量課金制は、ユーザーの使用頻度が増えるほど参照系 API 接続料が上がり、最終的にはユーザーによる口座情報へのアクセスに課金することにもなりかねないため、銀行と電子決済等代行業者の間で一定のルールを設けて参照系 API にアクセスしやすい仕組みにしなければ、将来的に口座へのアクセスが確保できなくなるリスクがある。
- アクセス数をベースに課金されると金額が青天井になってしまうので、固定課金制の方が良いと考えている。従量課金制だと、ユーザーがほとんどいないような銀行に対しての支払は抑えられるが、翌年度以降の予算が組みにくい。

（事業者団体）

- 電子決済等代行業は、様々な経済取引と連携することでデータハブの機能を果たしているところ、サービスを終了する場合にはユーザーへの周知に相応の期間を設ける必要があることから、業務安定のためには1年程度の予見可能性が持てる料金体系が望ましい。

（銀行）

- 当行は参照系 API 接続料を固定課金制としている。固定課金制としている理由は、当行と電子決済等代行業者のお互いに、従量課金制とするよりも料金算出に手間がかからないためである。
- 参照系 API 接続料は電子決済等代行業者のビジネス内容を考慮して相対で決めているが、現状では階段型の従量制を定価としている。
- 当行としては、法人向けの会計サービスについては利用量（更新頻度）の増加に伴って新しい料金設定を交渉するのは手間なので、従量課金制が望ましいと考えているが、固定課金制でないと業務計画が組み立てにくいという理由で固定課金制を希望される場合には対応するようにしている。個人向けの家計簿サービスについては、一日に何度も口座残高を更新して閲覧するようなユーザーはほとんどなく、更新頻度が多くないので、基本的には固定課金制としている。
- 固定課金制の契約先も従量課金制の契約先もあるが、基本は固定課金制としている。

（有識者）

- 電子決済等代行業者にとって将来の支払額の算出を困難にしている背景には、システムベンダーと銀行との間で従量課金制となっているため、銀行と電子決済等代行業者との間でも従量課金とせざるを得ないという事情があるのではないか。

エ 参照系 API 接続により取得できる情報

家計簿サービス等報告書第4の1⑴において、「銀行において API 接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい。」としていた。

事業者団体に対し、銀行との参照系 API 接続により取得できる情報の範囲について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【参照系 API 接続により取得できる情報の範囲】

（事業者団体）

- 商品種別に関しては、個人口座の住宅ローン情報が取れない銀行は全体の7割、外貨預金情報も5割の銀行からは取ることができない。資産形成ツールとして特に重要な住宅ローンの情報が取れないのは問題なのだが、銀行がこの情報を交渉材料に使っているということではなく、システムとして対応ができないという認識である。
- 銀行は情報提供を依頼すれば協力的に対応してくれるため、システムの仕様で提供可能かどうかを銀行に認識してもらうことが重要であると考える。

⑶ 参照系 API の接続条件

家計簿サービス等報告書第4の1⑵において、「市場において有力な銀行が、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者に対し、取引を拒絶する（中略）などの場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（単独の直接取引拒絶、取引妨害）。」とするとともに、「市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、一部の電子決済等代行業者に対してのみ、他の電子決済等代行業者と比べて、高額な水準の接続料での接続を求める（中略）など、同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（差別対価、差別取扱い）。」としている。

また、銀行法等改正法では、銀行が電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行うことを禁止している[30]。これは、本改正が銀行の経営判断を尊重しつつオープンイノベーションを促進する観点から、銀行に対し電子決済等代行業者に要求する基準の策定及び公表を義務付けていることを踏まえ、銀行は、合理的な理由がない限り、当該基準を満たす電子決済等

[30] 第 52 条の 61 の 11 第3項では、銀行は、前条第1項の契約を締結するに当たって、第1項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならないとされている。

代行業者と契約を締結しなければならないとの考えの下、規定されている[31]。

電子決済等代行業者に対し、参照系 API の接続条件に係る状況を質問して得た回答は、以下のとおりである。

【参照系 API の接続条件に係る状況】

（電子決済等代行業者）

- A銀行からは、参照系 API 接続料を当社が支払うことができない水準まで引き上げることを打診された。
- B銀行は、元々低額な参照系 API 接続料で設定していたにもかかわらず、自行の方針の変更を理由に、電子決済等代行業者に対して、B銀行が一律で設定した高額な参照系 API 接続料を設定し、その条件を受理しなかった場合には、参照系 API の接続を切断することを求められた。
- 銀行から得た口座情報を他の銀行に提供しようとすると、銀行から高額な参照系 API 接続料を求められることがある。
- 電子決済等代行業者側には自社が不当な取扱いを受けているかどうかを確認する手段がなく、銀行法第 52 条の 61 の 11 第3項の規定をどう担保するのかが重要である。

3 独占禁止法及び競争政策上の考え方

(1) 電子決済等代行業者による口座情報へのアクセスの確保

家計簿サービス等報告書では、「銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約を通じて、家計簿サービス等における預金口座等の情報に対するアクセスは確保される見込みである。」としている。

図表1のとおり、銀行と電子決済等代行業者の間の契約は、家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者である回答者 10 社中9社が「契約を希望し交渉した全ての銀行と契約を締結している（100%）」又は「契約を希望し交渉した銀行とはおおむね契約を締結している（80%）」と回答しており、

[31] 井上（監修）湯山・波多野・井町・西澤・竹内（編著）「逐条解説 2017 年銀行法等改正」（2018 年6月）

家計簿サービス等における電子決済等代行業者による口座情報へのアクセス自体はおおむね確保されていることが確認された。

他方で、前記2⑵エのとおり、電子決済等代行業者は、家計簿サービス等を提供するに当たり、利用者の利便性を向上させるため、普通預金口座の残高や入出金などに加え、住宅ローンや外貨預金の情報を参照系 API 接続により銀行から取得することを希望しているが、銀行側のシステムが対応していないといった理由により、個人口座に係る住宅ローン又は外貨預金の情報を取得できる API 接続基盤を整備している銀行は、全体の5割に満たない状況であるといった意見があった。

今後、参照系 API 接続により多様な情報が取得できるようになることで、新たなサービスの開発につながり、新規事業者の参入が促進されることや利用者の利便性が向上することが期待されることから、セキュリティの確保に配慮しつつ、銀行が保有する預金口座等の情報が広く利用されることが重要であると考えられる。そのため、銀行においては、利用者のニーズや、コスト負担等を踏まえつつ、必要に応じ、参照系 API 接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい。

⑵ 銀行との口座情報参照契約に係る契約条件

ア 口座情報参照契約に係る契約条件の見直し等

電子決済等代行業者による口座情報へのアクセス自体はおおむね確保されていることが確認された一方で、前記2⑵アのとおり、多くの場合、電子決済等代行業者と銀行との間の口座情報参照契約は契約期間が1年の有期契約であること等から、契約条件の見直しが行われている。

また、参照系 API 接続料については、銀行によっては、オープンイノベーションの促進や利用者の利便性向上を目的として無料としたり、電子決済等代行業者との協業の状況を踏まえて減免していることがある。一方で、前記2⑵イのとおり、銀行法等改正法で定められた契約締結期限が迫っていたことから、仮の口座情報参照契約を締結していたなどの理由により、一部の電子決済等代行業者は、口座情報参照契約の締結後に参照系 API 接続料の見直しを銀行から求められていた。その結果、参照系 API 接続料が値上げされたものの、当該値上げの根拠について銀行からの説明が具体的ではなかったと考えている電子決済等代行業者もあった。

銀行が、API 接続基盤を通じたアクセス数の増加などの状況の変化に伴い取引の条件を変更すること自体は、原則として、その自由な経営判断に委ねられているが、銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合[32]に、銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）[33]。

銀行は、電子決済等代行業者に対する独占禁止法違反を未然に防止する観点から、参照系 API 接続料の値上げ等の取引条件の不利益変更を行う場合には、その理由について、電子決済等代行業者に対し、十分な説明を行うことが望ましい。

また、参照系 API 接続料の課金方法は、従量制、階段型の従量制、固定制等、銀行によって様々な方法が設定されている。銀行も取引量に応じて自行のシステムの容量や流量確保が必要となるため、従量制の手数料体系にも一定の合理性はあると考えられる。他方で、前記2⑵ウのとおり、電子決済等代行業者からは、従量制等の手数料体系となっている場合には、銀行に支払う接続料を抑えるために利用者の月々の口座情報の取得を制限せざるを得なくなるため、アクセス数の増加による将来の支払額の算出が難しくなるといった意見があった。

このため、家計簿サービス等分野におけるイノベーションの促進や利用者の利便性の向上、事業者の新規参入を促す観点からは、電子決済等代行業者が、将来銀行に支払う参照系 API 接続料について予見しやすくなるよう、銀行において、業務の安定性や持続性が確保される範囲で、自行の参照系 API 接続料に係る標準料金体系を策定し、電子決済等代行業者

---

32 ある事業者が取引の相手方に対して優越した地位にあるとは、相手方にとって当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者が著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合である（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方　第2の1）。

33 家計簿サービス等報告書第4の1⑵では「一度銀行と契約を締結した電子決済等代行業者にとっては、当該銀行の預金口座の保有者による自社が提供する家計簿サービス等の利用が増加するほど、当該銀行に接続できない場合にそのような利用者の多くが自社の提供する家計簿サービス等の利用を取りやめることで事業経営上大きな支障を来すこととなるため、銀行が提示する条件が自己にとって不利益となるものであっても、これを受け入れざるを得なくなるおそれが高まる。」としている。

から求めがあった場合には、適用する参照系 API 接続料の合理性について説明することが望ましい。

イ 参照系 API の接続条件

前記第3の1⑵のとおり、前回調査以降、銀行自身が家計簿サービスを提供する事例も確認された。そのような場合、家計簿サービス等分野において銀行と電子決済等代行業者が競争関係となり、銀行には、競争相手である電子決済等代行業者を排除する又はその取引を妨害するインセンティブが生じる可能性がある。そのような状況において、市場において有力な銀行[34]が、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者に対し、取引を拒絶する、接続料の水準を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる、銀行から取得した情報の取扱いを制限するなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（単独の直接取引拒絶、取引妨害）。

さらに、家計簿サービス等の提供を行っていない場合であっても、市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、一部の電子決済等代行業者に対してのみ、他の電子決済等代行業者と比べて、高額な水準の参照系 API 接続料での接続を求める、銀行から取得した情報の取扱いを制限するなど、同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（差別対価、差別取扱い）[35]。

参照系 API 接続料は、銀行と電子決済等代行業者間の個別の交渉によって決定されており、電子決済等代行業者は他の電子決済等代行業者が同一の銀行に支払っている参照系 API 接続料の水準を把握する余地が限られており、自身が銀行に支払っている参照系 API 接続料が他の電子決済等代行業者と比べて不当に高額な水準になっているか等を確認することが困難となっている。

---

34 市場における有力な事業者と認められるかどうかについては市場におけるシェアが 20%を超えることが一応の目安となる（流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針第1部3⑷）。

35 前記2⑶のとおり、銀行法等改正法では、銀行が電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行うことを禁止している。

今回の調査では明確な事例は確認できなかったが、今後、関係省庁においては、必要に応じて、継続的なモニタリングを通じて、不当に差別的な取扱いが行われていないことの検証を行うことが適当である。

第4　コード決済市場の状況

コード決済報告書では、CAFIS[36]の利用料金の設定・更新系 API の活用、銀行間手数料[37]にかかる取引慣行の見直し、全銀ネット[38]のガバナンス体制の強化・透明性の確保及び資金決済システム[39]への資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討について提言したところ、具体的な内容は、それぞれ、以下のとおりである。

＜CAFIS の利用料金の設定・更新系 API の活用（前記第2の1提言②）＞

○　CAFIS がチャージ等取引に際し、事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、その取引量の増加状況等を踏まえ、CAFIS の利用料金については利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましい。

○　ノンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系 API を利用できる環境を整備するための取組を進めることが、銀行システムへの接続を行うリテール決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい。

＜銀行間手数料にかかる取引慣行の見直し（前記第2の1提言③）＞

○　銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。

＜全銀ネットのガバナンス体制の強化・透明性の確保（前記第2の1提言④）＞

○　全銀ネットは、全国銀行内国為替制度について、エンドユーザーのニーズを十分に反映できるガバナンス体制を構築・強化するとともに、その取引の透明性を確保することが望ましい。

＜資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討（前記第2の1提言⑤）＞

○　全銀ネットは、全国銀行内国為替制度への加盟に関して必要とされる事業者要件（法的資格）、セキュリティ水準、財務基盤等の条件を整理し、当該条件を満たす場合には、資金移動業者に対してもアクセスを開放することが望ましい。

36　後記2(1)ウ(ｱ)参照。

37　後記3(2)参照。

38　後記2(1)ウ(ｱ)参照。

39　後記3(1)参照。

第4では、これらの提言を受けた取組が進展しているかを確認するため、前回調査以降の取引環境の変化を踏まえたノンバンクのコード決済事業者（第4の1⑴参照）と銀行との取引の状況や全銀ネットにおける取組の状況を示すとともに、当該状況を踏まえた競争政策上の考え方を示す。

また、それらのほか、コード決済報告書第4の3において、制度上の問題として示した「資金移動業者のアカウント等、銀行口座以外への賃金振込は一部であっても認められていない」という点に関し、資金移動業者のアカウントへの賃金の支払の開始に向けた政府内における取組が進展していることから、その状況等についても併せて示す。

1 コード決済サービスの概要

⑴ コード決済サービス

コード決済サービスとは、スマートフォン上の決済アプリを利用して QR コードやバーコードを読み取ることにより行う決済のことである。コード決済の提供事業者（以下「コード決済事業者」という。）には、コード決済を提供する銀行等（以下「コード決済提供銀行」という[40]。）のほか、銀行以外の事業者（以下「ノンバンクのコード決済事業者」という。）がサービスを提供している。

コード決済を行う際にやり取りされる金銭的価値としては、コード決済事業者が決済アプリ上で管理するアカウントの残高（以下「アカウント残高」という。）が主に用いられている。利用者が商品を購入する際には、コード決済事業者が利用者のアカウント残高から、商品の対価に相当する金額を差し引き、コード決済事業者が加盟店に対して売上金の立替払を行う形で決済が行われることが多い。このため、利用者がコード決済を利用する前には、あらかじめ利用者のアカウント残高を増加させること（以下「チャージ」という。）が必要となる。

このほか、アカウント残高を利用しない支払の方法として、利用者がコードを利用して決済を指示することにより、直接利用者の銀行口座から即時に又は一定期間分の支払額をまとめて引き落としが行われる場合や、クレジットカードの利用として扱われる場合等（以下銀行口座やクレジットカード等との「連携」という。）がある（以下、利用者がコード決済の支払の際に金銭的価

[40] 銀行法以外の法令に基づき銀行の固有業務を行っている信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は厳密には銀行ではないが、総称して「コード決済提供銀行」と称することとする。

値として用いるアカウント残高、銀行口座の預金残高、クレジットカードの与信枠等を「決済手段」という。)。

図表9:コード決済で用いられる決済手段及びチャージの手段

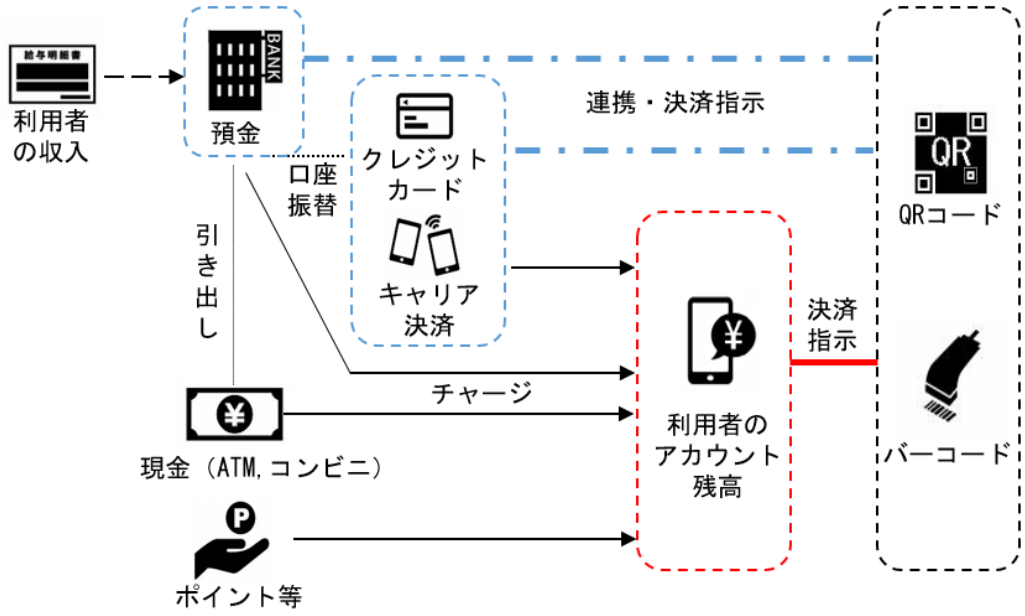

出所:コード決済報告書を基に当委員会作成

ア コード決済提供銀行

コード決済提供銀行が提供するコード決済における決済の方法には、利用者がコード決済提供銀行に有する預金口座との連携を行うものと、利用者が決済アプリ上で預金口座からチャージしたコード決済用のアカウント残高を利用して決済を行うものがそれぞれ存在する。銀行向けアンケートにおいては、71 行(前回調査では 63 行)がコード決済を提供していると回答しており、コード決済提供銀行は増加傾向にある。

これらのコード決済提供銀行が提供するコード決済には、

① コード決済提供銀行が自行に口座を開設している利用者に対してコード決済を提供するもの
② コード決済提供銀行が自行に口座を開設している利用者に対してコード決済を提供しているが、他のコード決済提供銀行が提供するコード決済と提携し、相互の加盟店において利用が可能なもの
③ 特定の銀行等が提供するコード決済であるが、コード決済提供銀行以外の銀行の口座からチャージ可能なもの

がそれぞれ存在する。

イ ノンバンクのコード決済事業者

多くのノンバンクのコード決済事業者は、アカウント残高から預金口座や現金への払戻しサービスを提供している。これらのサービスは為替取引に該当することから、ノンバンクのコード決済事業者又はその子会社が資金移動業者[41]として登録を行う事例が多くみられる[42]。資金移動業者向けアンケートにおいては、資金移動業者の登録を行い、コード決済を提供していると回答した事業者は8社（前回調査では8社[43]）存在した（以下、資金移動業者として登録しているノンバンクのコード決済事業者を「登録ノンバンクコード決済事業者」という。）。

なお、特段の記載がない限り、資金移動業者向けの書面調査は、登録ノンバンクコード決済事業者を回答対象としている。

⑵ 取引規模及び利用状況

ア 取引規模

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2022」（2022 年8月。以下「ロードマップ 2022」という。）によると、2021 年の民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済額の割合は32.5%となっている。そのうち、コード決済が占める割合は 5.6%、対前年比の増減率は 66.3%となっており、コード決済の利用額が大きく伸長していることがうかがわれる。

---

41 資金決済法第 37 条。なお、2021 年5月施行の改正資金決済法により、資金移動業には「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」、「第三種資金移動業」の種別が新たに設けられたが、ノンバンクのコード決済事業者は、従前の「資金移動業」規制に近い「第二種資金移動業」への登録を行っている。そのため、本報告書では「第二種資金移動業」に登録している資金移動業者のことを「資金移動業者」としている。資金移動業者の種別の詳細は図表24参照。

42 資金移動業者のほか、サービス内容によって、第三者型前払式支払手段発行者（資金決済法第7条）やクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（割賦販売法第 35 条の 17 の2）としての法的資格を取得し、コード決済事業を営む事業者も存在する（詳細はコード決済報告書第2の1⑶イ参照。）。

43 前回調査でコード決済を提供していると回答した8社と今回調査で回答した8社は完全には一致しない。

図表10：キャッシュレス決済額と当該決済が民間最終消費支出に占める割合

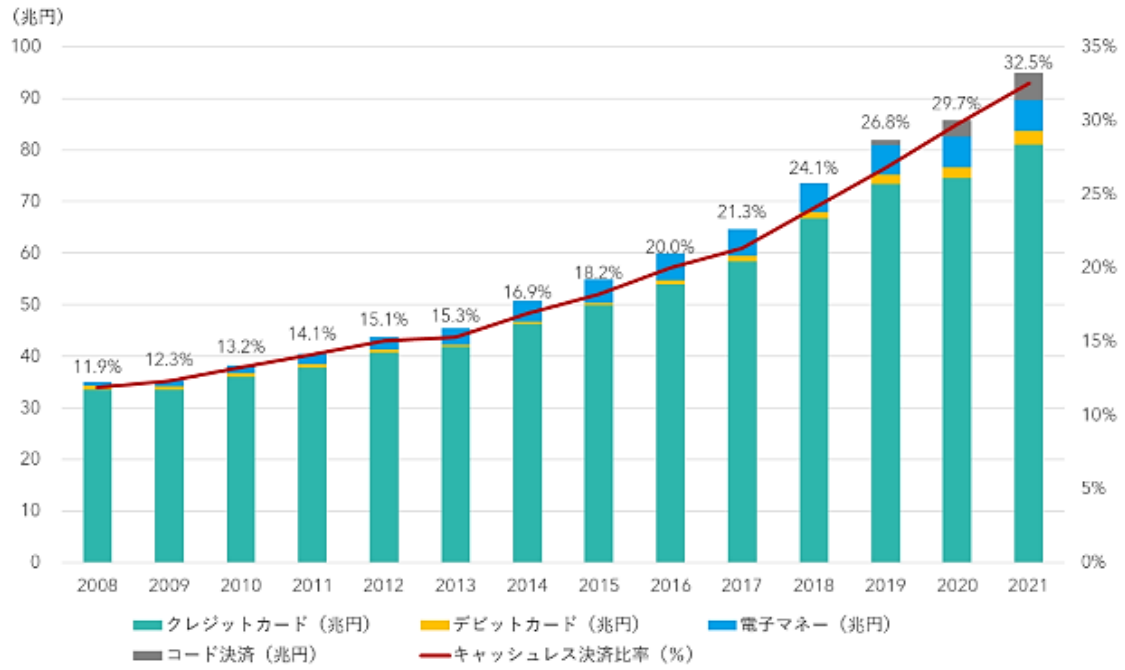

出所：一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2022」から引用。

図表11：キャッシュレス決済手段別のキャッシュレス全体額に占める割合

決済手段	キャッシュレス全体額に占める割合			増減率[44]	
	2019 年	2020 年	2021 年	2020 年	2021 年
クレジットカード	89.7%	86.8%	85.3%	1.4%	8.8%
デビットカード	2.1%	2.5%	2.8%	25.8%	25.1%
電子マネー	7.0%	7.0%	6.3%	4.9%	-1.1%
コード決済	1.2%	3.7%	5.6%	230.0%	66.3%
		キャッシュレス全体額		4.8%	10.6%

出所：一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2022」から引用。

[44] （対象年の金額）÷（前年の金額）－1。

イ コード決済の利用状況

ロードマップ 2022 では、2021 年のコード決済がキャッシュレス全体件数に占める割合は19.4%、対前年比の増減率は80.1%となっており、コード決済の利用件数が大きく伸長していることがうかがわれる。

図表12：キャッシュレス決済手段別のキャッシュレス全体件数に占める割合

決済手段	キャッシュレス全体件数に占める割合			増減率[45]	
	2019 年	2020 年	2021 年	2020 年	2021 年
クレジットカード	60.7%	58.2%	55.3%	11.2%	9.7%
デビットカード	1.8%	2.3%	2.5%	45.2%	25.9%
電子マネー	33.1%	27.1%	22.8%	-5.0%	-3.1%
コード決済	4.3%	12.4%	19.4%	233.1%	80.1%
		キャッシュレス全体件数		16.1%	15.4%

出所：一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2022」から引用。

⑶ コード決済の取引の流れ・コード決済事業者が関わる四つの取引関係

コード決済報告書第2の1⑷によれば、現状提供されているコード決済の多くが、アカウント残高を利用して決済を行っている。アカウント残高を利用したコード決済の取引の流れは図表13のとおりである。

[45] （対象年の件数）÷（前年の件数）－1。

図表13：コード決済の取引の流れ

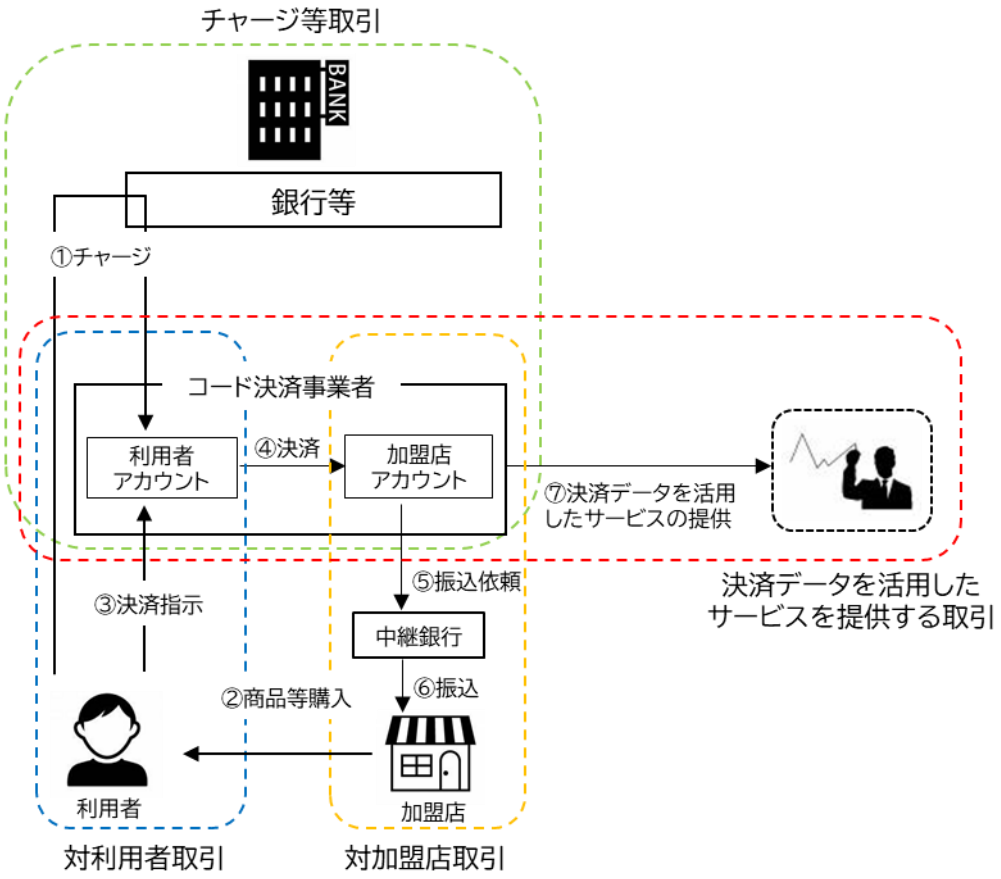

①	利用者は、コード決済事業者の決済アプリを通じて銀行等から、決済アプリ上における自身のアカウント残高を増加させる。
②	利用者は加盟店から商品等を購入する。
③	利用者はコードを利用し、加盟店に対する決済を指示する。
④	コード決済事業者は、利用者の決済指示に基づき、利用者のアカウント残高から差し引き、利用者が加盟店に対して支払う商品の代金（売上金）の支払を立て替えることにより、利用者と加盟店間の決済を行う（売上金は加盟店が開設したコード決済事業者のアカウントで管理される。）。
⑤	コード決済事業者は、加盟店との間で定めた出金頻度に従い、④の決済により累積した加盟店の売上金を支払うため、加盟店の銀行口座への振込を銀行に依頼する。
⑥	振込を依頼された銀行（以下「中継銀行」という。）は振込により、加盟店の銀行口座への出金を行う。
⑦	コード決済事業者は、対利用者取引・対加盟店取引を通じて蓄積された決済データを活用し、マーケティングサービス等を提供している場合がある。

出所：コード決済報告書を基に当委員会作成

上記の取引の流れを踏まえ、コード決済報告書においては、コード決済事業者が関わる、①チャージ等取引[46]、②対利用者取引[47]、③対加盟店取引[48]及び④決済データを活用したサービスを提供する取引[49]に着目し、その取引実態の把握を行った結果、①及び③に関し、コード決済における入金や出金に係る取引において、個別の取引の問題、金融インフラの問題及び制度上の問題がそれぞれ確認されたとして、前記のとおり、提言②から提言⑤までを行った。

その後、前回調査以降、後記2⑵ア㈠のとおり、CAFIS 利用料金が下がったこと、銀行間手数料が廃止され、内国為替制度運営費が創設されたことから、本調査においては、①チャージ等取引及び③対加盟店取引における振込手数料の状況について実態の把握を行った。

2 利用者による入金フロー(チャージ等取引)

⑴ 利用者による入金フロー(チャージ等取引)の概要等

ア 利用者による入金フロー(チャージ等取引)の概要

ノンバンクのコード決済事業者が銀行等とチャージや連携を行うため、銀行等とノンバンクのコード決済事業者との取引が必要となる。

銀行は利用者に対して預金サービスを提供しているため、銀行がコード決済を提供する場合には、自行に開設された利用者の銀行口座からチャージ等を行うことで、利用者がコード決済を利用することができるようにしている。

一方で、ノンバンクのコード決済事業者は、銀行口座、クレジットカード、キャリア決済[50]、現金、ポイント等のそれぞれを利用したチャージ等の方法

---

46 ノンバンクのコード決済事業者が銀行等とチャージや連携(以下合わせて「チャージ等」という。)を行うために必要とされる、銀行等とノンバンクのコード決済事業者との間の取引関係。

47 コード決済事業者が利用者に対してコード決済を提供する取引関係。

48 コード決済事業者が加盟店に対してコード決済を提供する取引関係。

49 コード決済事業者が対利用者取引・対加盟店取引を通じて蓄積したデータを活用し、利用者、加盟店や第三者に対して、マーケティングサービス等の決済データを活用したサービスを提供する取引関係。

50 携帯電話料金と合算して商品等の代金を支払うことができる決済サービスをいう。

を利用者に提供し、利用者にチャージ等を行わせることで、コード決済を利用することができるようにしている。

また、賃金等の利用者の収入は基本的に銀行口座に振り込まれていること[51]から、利用者がコード決済を利用するに当たり、クレジットカード、キャリア決済、現金等からのチャージ等を行う場合であっても、利用者の銀行口座からの利用額の引き落としや預金の引き出しが発生する。このため、コード決済の決済手段を確保するためには、利用者の銀行口座から資金を移動させることが必要となる（チャージ等取引の詳細はコード決済報告書第2の2⑴ア参照。）。

イ　チャージ等の流れ

ノンバンクのコード決済事業者は、利用者にクレジットカード、キャリア決済、コンビニ又は ATM を利用した現金によるチャージ等の方法を提供する場合、それぞれクレジットカード会社、携帯電話会社、コンビニ、ATM の運営会社等との間で利用者によるチャージ等を可能とする契約を行っている（チャージ等の流れの詳細はコード決済報告書第2の2⑴イ参照。）。

51 労働法制上、使用者が支払う賃金の通貨払いの例外として、労働者の銀行口座等への振込等が認められている（労働基準法第 24 条、労働基準法施行規則第7条の2）。なお、資金移動業者のアカウントへの賃金支払については、後記2⑶参照。

図表14：銀行口座からのチャージの流れ

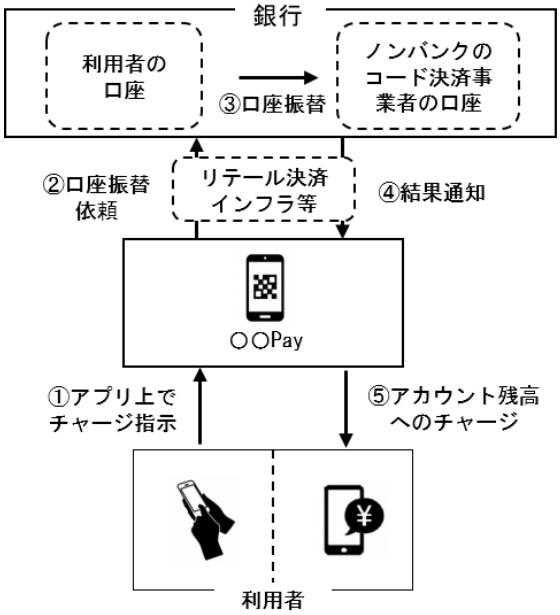

①	利用者は、決済アプリ上でチャージに係る指示を行う。
②	ノンバンクのコード決済事業者は、利用者の指示に基づき、利用者が口座振替契約を行った銀行口座から、リテール決済インフラと呼ばれる銀行の勘定系システムに接続するためのネットワークや更新系 API 接続基盤等を経由して、自社の口座への口座振替を依頼する。
③	銀行は、ノンバンクのコード決済事業者の依頼に基づき、口座振替を行う。
④	銀行は、口座振替後、リテール決済インフラや更新系 API 接続基盤等を経由して、ノンバンクのコード決済事業者に結果通知を行う。
⑤	ノンバンクのコード決済事業者は銀行からの結果通知を受けて、利用者のアカウントの残高を増加させる。

出所：コード決済報告書を基に当委員会作成

資金移動業者に対し、チャージ手段別のチャージ状況について質問して得た回答は、図表15のとおりである。

図表15：チャージ手段別のチャージ状況（2021 年度）[52]

	1位	2位	3位	4位
A社	現金[53]	銀行口座	その他[54]	-
B社	銀行口座	現金	その他	-
C社	その他	現金	クレジットカード	銀行口座
D社	その他	銀行口座	-	-
E社	銀行口座	現金	その他	クレジットカード
F社	銀行口座	-	-	-
G社	その他	現金	-	-

出所：書面調査（資金移動業者向け）の回答を基に当委員会作成。

ウ リテール決済インフラ及び更新系 API

利用者が銀行口座からのチャージを行うためには、ノンバンクのコード決済事業者が、自身の決済アプリ上において、利用者から受け付けたチャージに係る指示を銀行の勘定系システムに伝達する必要がある。一方で、銀行の勘定系システムはセキュリティの観点から外部からの接続手段が限定されているため、ノンバンクのコード決済事業者は、リテール決済インフラ提供事業者[55]が提供するサービスを利用するか、銀行が整備した更新系 API や独自の方式を利用して情報の伝達を行っている。

㈠ リテール決済インフラ

銀行の勘定系システムに接続するためのサービスを提供するリテール決済インフラ提供事業者には、従来から、

---

[52] コード決済事業者に、利用者がチャージ等を行った金額全体に占めるチャージ手段による割合を質問し、割合が高かったものから順に1位、2位・・・としている。登録ノンバンクコード決済事業者8社のうち7社から回答を得た。

[53] ATM を用いて又は店頭で現金により行うチャージのこと。

[54]自社の他サービス（オークション等）における利用者の収入等からのチャージ、クレジットカードとの連携による後払い、キャリア決済等によるチャージ等のこと。

[55] 利用者が銀行口座からコード決済のアカウント残高へのチャージ等を行う際に、コード決済アプリと銀行口座間の接続を行うサービスを提供している事業者を指す。

① CAFIS[56]と呼ばれるシステムを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報の伝達を行う「即時決済ゲートウェイサービス」を提供する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTT データ」という。)

② CARDNET[57]と呼ばれるシステムを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報の伝達を行う「リアルタイム口座振替サービス」を提供する株式会社日本カードネットワーク(以下「日本カードネットワーク」という。)

の2社が存在する。

また、前回調査以降、

③ 既存 ATM のネットワークを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報伝達を行う「即時口座決済サービス」を提供する株式会社ローソン銀行(以下「ローソン銀行」という。)

④ 銀行等が提供するコード決済サービスである「Bank Pay」の仕組みを利用[58]して、口座振替に係る情報伝達を行うサービスを提供する日本電子決済推進機構(JEPPO)

の2社もリテール決済インフラと同様のサービスの提供を開始した。

さらに、2022 年 10 月7日付けで一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(以下「全銀ネット」という。)が実施した、全国銀行データ通信システム(以下「全銀システム」という。)の参加資格拡大決定により[59]、将来的に資金移動業者[60]が全銀システムに参加した場合には、全銀シス

---

56 Credit And Finance Information Switching System:旧日本電信電話公社が開発し、現在では NTT データが提供するクレジットカードの情報照会サービスであるが、銀行の勘定系システムに接続する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引においても使われている。

57 日本カードネットワークが運営するクレジットカード会社と加盟店を結ぶクレジット決済ネットワークであるが、銀行へ口座振替情報を伝達する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引にも使われている。

58 ノンバンクのコード決済事業者が「Bank Pay」の加盟店となり、「Bank Pay」参加金融機関の口座からのチャージ等取引を行う。

59 後記第4の4⑵参照。

60 「全銀システム参加資格拡大の決定について」(全銀ネット 2022 年9月 15 日)では、全銀システムへの参加要件として、資金移動業者であること等としている。

テムを利用して口座振替に係る情報伝達を行うことが可能になると考えられる。

また、2022 年 10 月 11 日に株式会社ことらが運用を開始した個人間の少額送金サービス「ことら送金」[61]についても、将来的に資金移動業者が「ことら送金」に参加した場合には、利用者のアカウントで「ことら送金」を受け取ることで、口座振替によるチャージと同様に、アカウント残高を増加させることが可能になる。

なお、上記のサービスのうち、

- ①、②及び④のサービスは、銀行への接続に当たっては、NTT データが提供する CAFIS を利用することとなっている(①及び②のサービスの詳細はコード決済報告書第2の2⑴イ参照。)。
- ③のサービスは、当該サービスを利用する銀行により、CAFIS を利用するか又は直接接続するか選択することが可能である。
- 「ことら送金」は、当該サービスを利用する場合、更新系 API での接続が必要であるが、接続の一部について CAFIS 利用を選択することが可能である[62]。

また、具体的な運用方法については明らかではないものの、資金移動業者が全銀システムを利用できるようになった場合、運用方法次第では、CAFIS を利用することなく、直接接続することが可能となると見込まれる。

リテール決済インフラを利用してノンバンクのコード決済事業者がチャージ等を提供する際の取引構造及び費用構造は図表16のとおりである。

---

61 スマートフォンを通じた個人間送金の仕組み。口座番号が不明でも、携帯電話番号だけで 10 万円以下の送金をすることが可能。送金手数料は「ことら送金」に参加する事業者が決めるが、23 年1月現在全先が無料としている。

62 株式会社ことらによると、CAFIS はあくまでも参加銀行の負担を軽減するために用意した接続方式のひとつという位置付けであるとのことであった。

図表16：リテール決済インフラを利用したチャージ等に係る取引構造及び費用構造

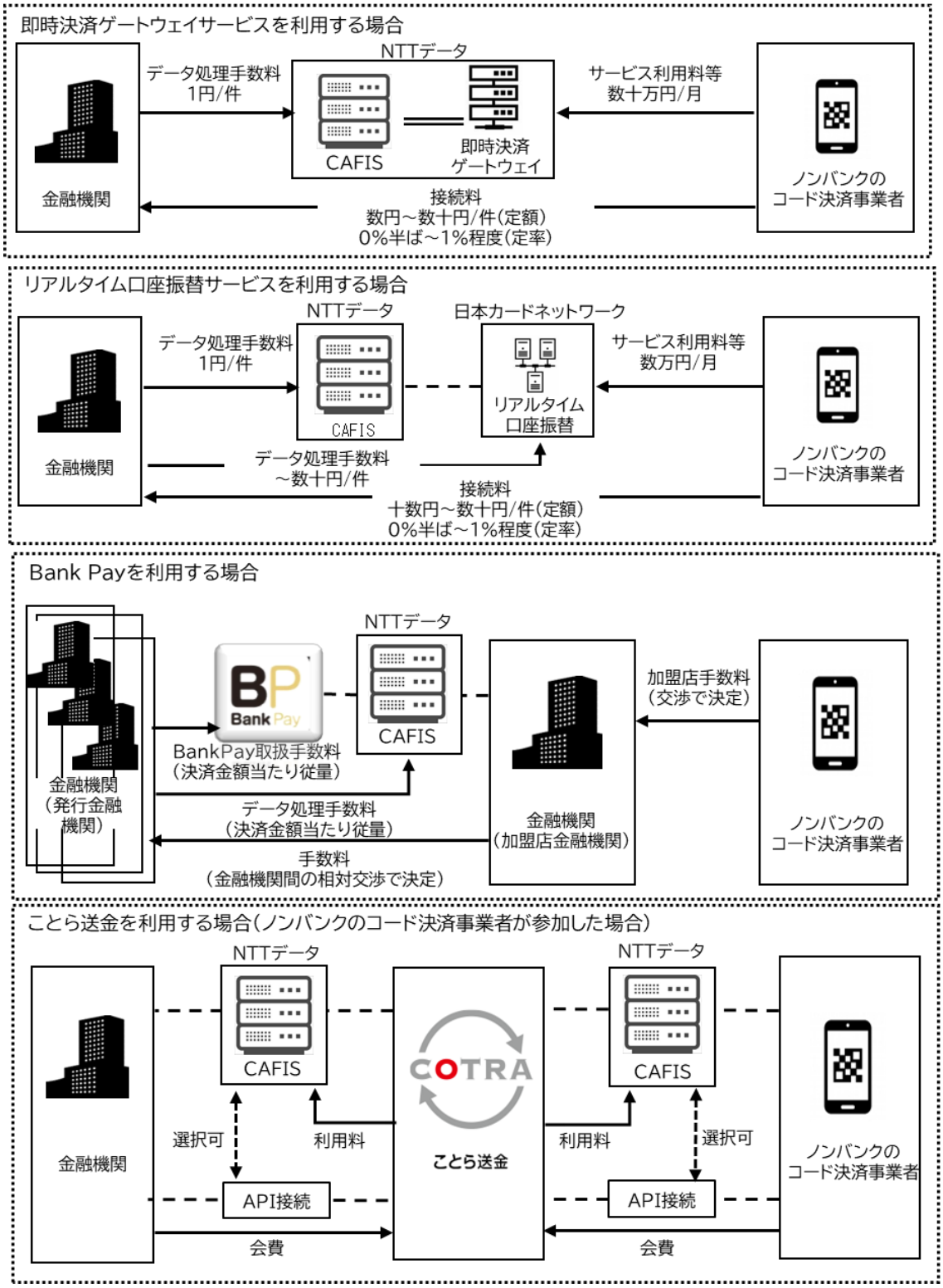

※　即時口座決済サービスについては、掲載許可を得ることができなかった。
出所：コード決済報告書及びヒアリング結果を基に当委員会作成。

㈠ 更新系 API

更新系 API は、振込や振替などの資金移動を含む口座情報を更新するための API であり、参照系 API 同様、ノンバンクのコード決済事業者がインターネット網を通じて銀行の勘定系システムにアクセスするための API 接続基盤と呼ばれるシステムを銀行において整備する必要がある。

コード決済報告書第4の2⑴では、「ノンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系 API を利用できる環境を整備するための取組を進めることが、銀行システムへの接続を行うリテール決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい」としている。

更新系 API を利用してノンバンクのコード決済事業者がチャージ等を提供する際の取引構造及び費用構造は図表17のとおりである。

図表17：更新系 API を利用したチャージ等に係る取引構造及び費用構造

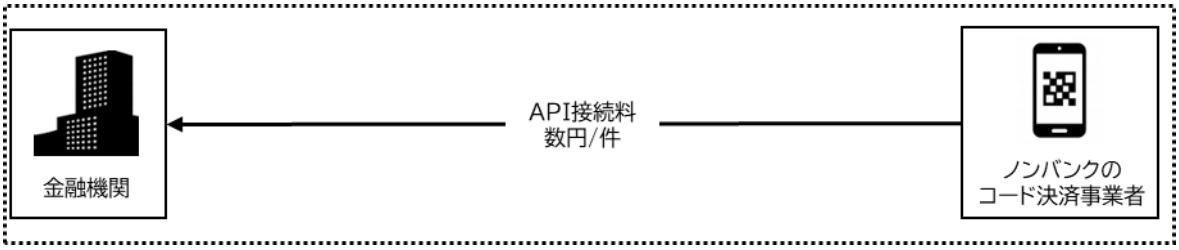

出所：コード決済報告書を基に当委員会作成

銀行及び資金移動業者に対して、更新系 API の活用に係るニーズについて質問して得た回答は、以下のとおりである。

【更新系 API の活用に係るニーズ】

（銀行）

- 今後、資金移動業者と接続する場合、更新系 API で接続するのであれば、接続料は無償とすることを考えており、当行の更新系 API を利用してほしいと考えている。
- 給与の振込みや前払い等で更新系 API を活用している。
- 更新系 API を利用し、中間業者を経由せずに手数料を抑えて、銀行と資金移動業者双方にかかるコストを安価にして、より使ってもらえるようにしたい。

（資金移動業者）

- 更新系 API を利用するメリットとしては、リテール決済インフラ提供事業者等に支払う口座登録料がかからないこと、低コストであること、認証インフラを銀行が独自で用意できるので堅牢性が高いこと、操作性等に自由がきくことが挙げられる。
- 更新系 API を利用できる環境整備に何千万円ものコストがかかると聞いたことはなく、CAFIS 接続と比較すれば開発コストは低いと考えている。各銀行がある程度更新系 API の規格を共通化してくれれば、1回の開発で複数行と接続でき、コスト削減・開発期間の短縮効果があると考えている。

銀行に対し、更新系 API の整備状況について質問して得た回答は、図表18のとおりである。

図表18：更新系 API の整備状況

回答内容	銀行
既に更新系 API を整備している	62（51.7%）
現時点では更新系 API を整備していないが、今後、整備する予定がある	15（12.5%）
現時点では更新系 API を整備しておらず、今後も更新系 API を整備する予定はない	9（7.5%）
未定・検討中	21（17.5%）
その他	13（10.8%）
回答数	120

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

銀行に対し、利用している勘定系システムへの接続方法について質問して得た回答は、図表19のとおりである。

図表19：利用している勘定系システムへの接続方法【複数回答可】

回答内容	銀行
リアルタイム口座振替サービス	71(47.6%)
即時決済ゲートウェイサービス	43(28.9%)
更新系 API	16[63](10.7%)
その他[64]	19(12.6%)
回答数	149

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

図表18で「既に更新系 API を整備している」と回答した銀行、登録ノンバンクコード決済事業者及び事業者団体に対し、更新系 API による接続の進展について意見を聞いたところ、更新系 API による接続が進んでいないことがうかがわれた。その理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【更新系 API による接続が進まない理由】

（銀行）

- 更新系 API の仕様が銀行間で統一されているわけではないので、ある程度仕様を揃えないとノンバンクのコード決済事業者が更新系 API による接続をする際の負担は大きいと思う。
- 費用面では更新系 API による接続の方が安価だと思うが、ノンバンクのコード決済事業者から更新系 API による接続に切り替えたいとする要望はない。
- ノンバンクのコード決済事業者から更新系 API を活用したいという話を受けたことはない。更新系 API を用いると、ノンバンクのコード決済事業者のシステムに負荷がかかるのではないかと思うが、ノンバンクのコード決済事業者にそれ以上のメリットがないのだろう。
- 当行で整備している更新系 API は、総合振込と給与振込ができるものであるところ、振込指図までは API でできるが、セキュリティ上、振込の承認は IB に移動して行う必要があるため、当行の更新系 API に接続したからと

[63] 16 行のうち 12 行は更新系 API 以外の振替サービスも併用しているため、更新系 API のみで振替サービスを提供している銀行は回答のあった 120 行中4行（3.3%）だった。

[64] 即時口座決済サービス及び Bank Pay。

いって、現在ノンバンクのコード決済事業者が提供しているコード決済サービスのようにシームレスに動かすことはできない。

（登録ノンバンクコード決済事業者）

- ネット銀行系はほとんど更新系 API を整備しているが、それぞれ仕様が異なるため、ノンバンクのコード決済事業者側の開発負荷が大きい。そのため、大枠の標準規格があればよいと思う。
- 更新系 API が普及しないのは、銀行側に普及に対するメリットがないからだと思う。更新系 API を整備したからといってノンバンクのコード決済事業者からの手数料は増えないにもかかわらず、セキュリティリスクが高くなり、ベンダーには高い手数料を支払うことになる。
- 資金移動業者のコスト負担を下げるための選択肢の一つとして更新系 API の普及は望ましいが、更新系 API の整備のためにどのくらいコストがかかるのか見通せない状況にある中でなかなか早期に更新系 API を選択することは難しい。
- 更新系 API による接続を銀行に依頼する場合、担当者の確認、更新系 API の整備の有無の確認、料金の交渉を銀行ごとに行う必要があるため、銀行ごとに窓口や更新系 API のラインナップ、標準料金体系が公表されているとありがたい。

（事業者団体）

- 更新系 API は資金移動を伴うことから二要素認証が必要となるところ、その方法が銀行ごとに異なるため、それぞれに適した開発を行わなければならないことが課題として挙げられる。

なお、銀行による更新系 API の整備が進展すると、電子決済等代行業者にとっても、例えば、会計サービスを提供する電子決済等代行業者が銀行と更新系 API で接続し、利用者が振込みを行う際に、会計サービスから各銀行の IB に移動することなく、会計サービスの画面から振込指図を行うといったサービス提供が可能になる等のメリットがあると考えられる。このため、電子決済等代行業者を会員とする事業者団体に対しても、銀行における更新系 API の整備状況について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【銀行における更新系 API の整備状況】

（電子決済等代行業者を会員とする事業者団体）

- それぞれの電子決済等代行業者にとって必要な更新系 API を実際に提供している銀行は5%程度であるというイメージを持っている。現状、銀行は整備している更新系 API の機能を公開していないため、プロダクトリストとして公開してほしい。銀行によっては、振込予約の機能を有する更新系 API を持っていることで更新系 API を整備していると言っているが、それでは結局 IB で振込の承認が必要となるため、電子決済等代行業者の提供するサービス内で振込を完了することができず、電子決済等代行業者の需要には合っておらず使えないということになる。また、一部の API は業務委託契約を結ばなければ使えなくしている場合もあり、オープンバンキングの趣旨に反している。
- 仕様の統一を図ることは大事だと考えている。更新系 API の仕様の統一は、セキュリティの水準が銀行によって異なる部分を埋める役割も期待されている。また、ベンダーそれぞれが独自仕様を続けるよりも仕様を標準化した方が、将来的に更新系 API の維持にかかるコストを削減できると考えている。

⑵ 銀行口座からチャージ等をする場合に発生する費用

ア リテール決済インフラを利用する場合

㋐ 銀行がリテール決済インフラ提供事業者に対して支払う費用

コード決済報告書及び銀行等へのヒアリングによれば、銀行はリテール決済インフラ提供事業者に対して、ノンバンクのコード決済事業者が新たに銀行と接続する際に生じる工事費やコード決済の利用者がチャージ等を行うごとに発生するデータ処理手数料を支払っているとのことである。

銀行に対し、リテール決済インフラ提供事業者に支払う費用のノンバンクのコード決済事業者への転嫁状況を質問して得た回答は、以下のとおりである。

【リテール決済インフラ提供事業者に支払う費用のノンバンクのコード決済事業者への転嫁状況】

（銀行）

- 当行がリテール決済インフラ提供事業者に支払う費用等当行に必ず発生する経費が賄えるくらいはノンバンクのコード決済事業者から支払ってもらっている。
- ノンバンクのコード決済事業者との接続を開始するにあたり、大きなシステム対応を最初に行ったので初期費用が大きくかかっているのは事実だが、アクセスが増えてきて、最近は収益が上がっているため、端的にいえば本事業は黒字である。
- リテール決済インフラ提供事業者に支払う費用など当行で発生するコストは、ノンバンクのコード決済事業者に転嫁できている。

データ処理手数料のうち、銀行が NTT データに支払う CAFIS 利用料については、コード決済報告書において、「CAFIS のデータ処理1件当たりの従量制料金の改定は 10 年以上行われていない状況がみられた。（中略）CAFIS がチャージ等取引に際し、事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、その取引量の増加状況等を踏まえ、利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが競争政策上の観点から望ましい」としていた。

その後、2020 年 10 月1日から、CAFIS 利用料金は、1件あたり最大 3.15 円から1円に値下げされている。

NTT データに対し、CAFIS 利用料金の値下げ理由及び影響について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【CAFIS 利用料金の値下げ理由及び影響】

（NTT データ）

- 他社のリテール決済インフラが利用される場合も含め、当社の CAFIS を経由するチャージ取引のボリュームが上がってきたことから、利用料金の値下げを行った。

- CAFIS 利用料金の値下げにより、CAFIS における売上又は利益への影響は出るが、キャッシュレスの成長につながることで、将来的には良い効果が出ると期待している。

㈠ ノンバンクのコード決済事業者が銀行に対して支払う費用

資金移動業者向けの書面調査によれば、利用者が銀行口座からのチャージ等を行えるようにするため、登録ノンバンクコード決済事業者は銀行に対し、初期接続費用[65]として、①大規模銀行の場合、数百万～数千万円、②地方銀行の場合、0～数百万円、③ネット銀行の場合、0～数百万円を支払っているほか、チャージ等を行うたびに生じる接続料[66]を支払っているとのことである。

前記㈦のとおり、銀行が NTT データに支払う CAFIS 利用料金が値下げされたが、資金移動業者に対し、この値下げに伴って銀行に支払う接続料の値下げが行われたかについて質問して得た回答は、図表20のとおりである。また、「1行以上から値下げが行われた」と回答した資金移動業者に対し、接続料の値下げ幅を質問したところ、全ての資金移動業者が「2円以上 2.5 円未満」と回答している。

図表20：CAFIS 利用料金の値下げに伴う銀行に支払う接続料の値下げ状況

回答内容	資金移動業者
1行以上から値下げが行われた	4（66.7%）
どの銀行からも値下げが行われなかった	2（33.3%）
回答数	6

出所：書面調査（資金移動業者向け）の回答を基に当委員会作成。

資金移動業者に対し、銀行が NTT データに支払う CAFIS 利用料金の値下げが行われたことを理由として、接続料の値下げを要請したことの有無について質問して得た回答は、図表21のとおりである。

---

65 接続テストの費用や固定費等が含まれることが多いが、取引規模や、銀行側のメリット等も勘案して決定するため、事業者ごとにバラツキが見られる。

66 このほか、登録ノンバンクコード決済事業者は銀行に対して、利用者の銀行口座を紐付けるごとに数十～数百円を支払っている。

図表21：接続料の値下げの要請の有無

回答内容	資金移動業者
1行以上に対し値下げを要請した	2（33.3%）
どの銀行にも値下げを要請していない	4（63.7%）
回答数	6

出所：書面調査（資金移動業者向け）の回答を基に当委員会作成。

図表21で「1行以上に対し値下げを要請した」と回答した資金移動業者に対し、要請に伴う接続料の値下げ状況について質問して得た回答は、図表22のとおりである。

図表22：資金移動業者による要請に伴う接続料の値下げ状況

回答内容	資金移動業者
1行以上から値下げが行われた	2（100%）
値下げの要請に応えた銀行は1行もなかった	0（0.0%）
合計	2

出所：書面調査（資金移動業者向け）の回答を基に当委員会作成。

図表21で「1行以上に対し値下げを要請した」と回答した資金移動業者に対し、値下げ要請に応じなかった銀行について、当該銀行からその理由について十分な説明があったか質問したところ、2社とも「全ての銀行の説明は不十分だと感じた」と回答した。

登録ノンバンクコード決済事業者及び銀行に対し、接続料の値下げに関する交渉状況について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【接続料の値下げに関する交渉状況】

（登録ノンバンクコード決済事業者）

- 当社は CAFIS 利用料金の値下げがあった際に、銀行に対し積極的に接続料の値下げ交渉はしなかったが、銀行から接続料の値上げ要請があった際には、CAFIS 利用料金の値下げを引き合いに、現状維持とする交渉は行った。

- ある銀行は CAFIS 利用料金値下げ分の値下げを、先方から申し出てくれた。その他の銀行からはそういった申し出はない。
- 銀行に生じているセキュリティコスト等がどのくらい資金移動業者との取引に付加されているのかわからないと、銀行と値下げ交渉をするにしても手詰まり感がある。

（銀行）

- 当行から CAFIS 利用料金の値下げを理由に接続料の値下げを提案することはないが、ノンバンクのコード決済事業者から打診があれば真摯に対応する。
- 近年、セキュリティやモニタリングの強化等を行っており内部コストは上がっているが、当行はネット銀行であり、デジタル化を進めキャッシュレス推進に寄与するため、CAFIS 利用料金の値下げ分は全てノンバンクのコード決済事業者に還元している。

銀行及び有識者に対し、接続料の値下げに応じられない理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【銀行が接続料の値下げに応じられない理由】

（銀行）

- CAFIS 利用料金の値下げは当行のコスト削減に資するものではあるが、それと同じくらいアンチマネーロンダリング（以下「AML」という。）のコストやモニタリングコストが上がっているため、接続料を値下げすることは難しい。特に AML 対策費等の決済インフラ維持のためのコストは、CAFIS 利用料金の値下げ分を打ち消すくらい上昇している。
- CAFIS 利用料は接続にかかるコストのほんの一部であり、それが値下げになったとしても当行へのメリットは余りない。ノンバンクのコード決済事業者との接続はそもそも基本的に赤字であり、CAFIS 利用料金が下がったからといって、すぐに接続料を値下げできるものではない。
- CAFIS 利用料金は値下げされたが、2020 年9月頃に発覚した口座不正利用問題に起因してセキュリティ強化を進める必要があったことなど、当初想定していなかった部分で費用負担が増えており、単純にノンバンクのコード決済事業者との接続料を値下げできるものではない。

- 前回調査時と比較して、本人確認等のコストとして、年間のコストは数十万円増加している。
- 接続には CAFIS 利用料金以外にもコストがかかっており、例えば不正取引防止に係る IVR 認証[67]には月額数万円、1件あたり数円のコストが新たに発生している。そのため、そのようなコスト増により CAFIS 利用料金の値下げ分が打ち消されてしまっている。

（有識者）

- 銀行の AML 対策費やセキュリティコストは上がりこそすれ、下がることはないものであり、これは銀行とその取引先との間で応分負担する以外に解はないのではないか。

上記のとおり、接続料の値下げに応じることができない理由として、AML 対策費[68]やセキュリティ関連費用の上昇を挙げている銀行が多い[69]。

銀行に対し、「コード決済事業者が銀行に支払う接続料」に占める「銀行が NTT データに支払う CAFIS 利用料金」の割合について質問して得た回答は、図表23のとおりである。

---

67 Interactive Voice Response の略であり、電話の自動音声応答システムを使った認証システムのこと。

68 一般社団法人全国銀行協会は、2022 年 10 月 13 日、AML/CFT（Countering the Financing of Terrorism）業務の高度化・共同化を図ることを目的とした株式会社を新たに設立したことを発表した（https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n101302/）。このような取組により、AML/CFT 業務が効率化され、将来的な AML 対策費等の高騰を防ぐことが期待される。

69 FATF（金融活動作業部会；マネーローンダリング・テロ資金供与対策の国際基準（FATF 勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組み。）が策定する国際基準に対応するため、金融機関に求められる AML/CFT 対策の水準は年々上昇しているとのこと。

図表23:「コード決済事業者が銀行に支払う接続料」に占める「銀行が NTT データに支払う CAFIS 利用料金」の割合

回答内容	2020 年9月 30 日以前		2020 年 10 月1日以降	
	回答数	割合	回答数	割合
5%未満	0	0.0%	1	1.0%
5%以上 10%未満	16	14.7%	47	46.5%
10%以上 20%未満	11	10.1%	20	19.8%
20%以上 30%未満	39	35.8%	5	5.0%
30%以上	15	13.8%	13	12.9%
その他[70]	28	25.6%	12	11.9%
回答数	109		101	

出所:書面調査(銀行向け)の回答を基に当委員会作成。

2020 年 10 月の CAFIS 利用料金の値下げに伴い、全体的に「コード決済事業者が銀行に支払う接続料」(分母)に占める「銀行が NTT データに支払う CAFIS 利用料金」(分子)の割合が大きく低下傾向にあるが、その理由として、接続料(分母)の値下げが行われていないことで、値下げが行われた CAFIS 利用料金(分子)の割合が大きく低下している可能性が考えられる。

㈦ ノンバンクのコード決済事業者がリテール決済インフラ提供事業者に対して支払う費用

コード決済報告書並びに資金移動業者への書面調査及び登録ノンバンクコード決済事業者へのヒアリング調査によれば、ノンバンクのコード決済事業者はリテール決済インフラ提供事業者に対して、初期費用として工事費を支払っているほか、継続的に発生する費用として、固定額又は取引数に応じた額のサービス利用料等を支払っており、これらの費用については、前回調査以降、単価に変化はみられないが、取引数が増えているため、取引数に応じてサービス利用料等を支払う事業者においては、支払額が増加傾向にあるとのことである。

[70] コード決済事業者ごとに個別に接続料を設定しているため、算出困難等。

【前回調査以降の費用の変動状況】

（登録ノンバンクコード決済事業者）

- リテール決済インフラ提供事業者に支払う単価は変わらないが、取引数が増加しているため、サービス利用料の総額は増加している。

イ 更新系 API を利用する場合にノンバンクのコード決済事業者が銀行に支払う費用

資金移動業者及び銀行への書面調査及びヒアリング調査によれば、ノンバンクのコード決済事業者は銀行に対し、初期費用として0～数百万円程度、継続的に発生する費用として接続料1件当たり数円～数十円程度を支払っている。

⑶ 資金移動業者のアカウントへの賃金支払の概要

これまで、通貨（現金）のほかには、資金移動業者のアカウント等、銀行口座又は一定の要件を満たす証券総合口座以外への賃金支払は一部であっても認められていなかったことから[71]、コード決済報告書においては、「資金移動業者の登録を行っているノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば、銀行口座に接続することなく、利用者に対してコード決済を提供することが可能になる。」、「現在、政府内において資金移動業者への賃金支払の解禁に向けた検討が行われているところ、競争政策上の観点からは、資金移動業者のアカウントへの賃金の支払の解禁が行われれば、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフッティングの確保にも好ましい影響が生じると考えられる。」としていた。

その後、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」（2022 年6月7日閣議決定）において、「資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022 年度できるだけ早期の制度化を図る。」とされたことを受け、労働政策審議会労働条件分科会等で労働者、使用者、フィンテック関連事業者団体等の意見を聴取しながら実現に

[71] 脚注 51 参照。

向けた検討が行われた。その結果、使用者が、労働者の同意を得た場合に、資金決済法第 36 条の2第2項に規定する第二種資金移動業を営む資金決済法第2条第3項に規定する資金移動業者であって、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払を可能とすることを内容とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令（以下「労働基準法施行規則改正省令」という。）が 2022 年 11 月 28 日に公布され、2023 年4月1日から施行されることとされた。

（指定要件）

① 賃金支払に係る口座の残高（以下「口座残高」という。）の上限額を 100 万円以下に設定していること又は 100 万円を超えた場合でも速やかに 100 万円以下にするための措置を講じていること。

② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していること。

③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により口座残高に損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。

④ 最後に口座残高が変動した日から、特段の事情がない限り、少なくとも 10 年間は労働者が口座残高を受け取ることができるための措置を講じていること。

⑤ 賃金支払に係る口座への資金移動が1円単位でできる措置を講じていること。

⑥ ATMを利用すること等、通貨で賃金の受取ができる手段により、1円単位で賃金の受取ができるための措置及び少なくとも毎月1回はATMの利用手数料等の負担なく賃金の受取ができるための措置を講じていること。

⑦ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

⑧ 賃金の支払に係る業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

図表24：資金決済法上の資金移動業者の類型

	第一種	第二種	第三種
登録業者数（2022年12月31日現在）	0社	83社	0社
許認可等	認可制	登録制	登録制
送金上限額	上限なし	100万円以下/件	5万円以下/件
利用者資金の滞留[72]	原則滞留不可（資金を受け入れ、直ちに送金）	滞留可（ただし、受入額100万円以上の場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制を整備する必要）	滞留可（ただし、受け入れ上限額5万円以下）
利用者資金の保全方法	供託/保証・信託で全額保全		左記の他、預金管理も可

出所：金融庁HPを基に当委員会作成。

図表25：資金移動業者のアカウントへの賃金支払制度概要図

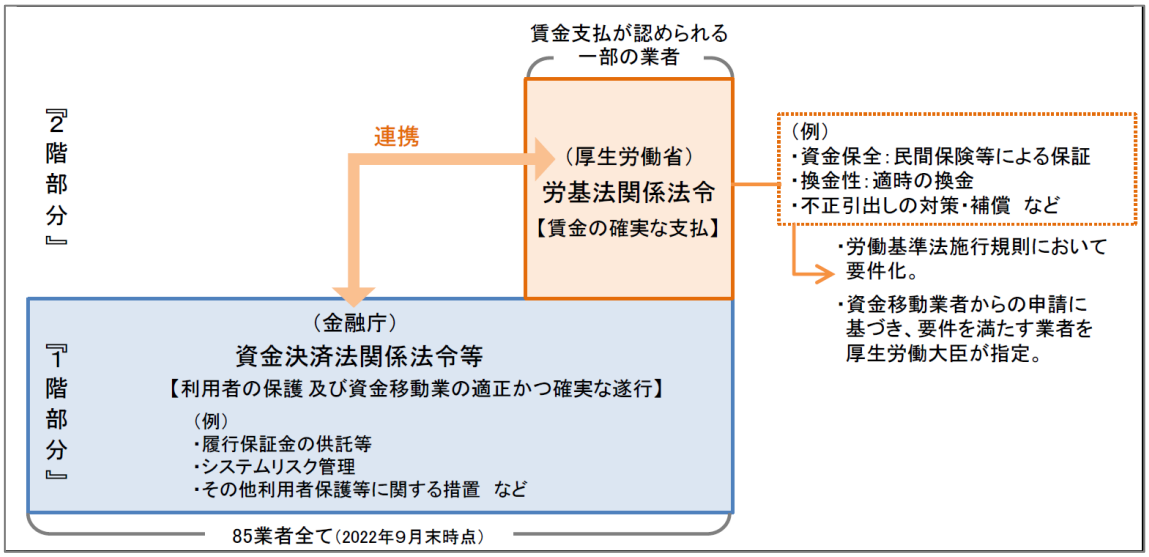

出所：厚生労働省HP

[72] 資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点から問題がある等の理由により、為替取引との関連性に疑義がある利用者資金の滞留を制限している。

上記の指定要件を踏まえると、資金移動業者のアカウントへの賃金支払を実現するためには、資金移動業者のアカウントから銀行口座等への口座残高の移動を可能とする必要があると考えられる。

登録ノンバンクコード決済事業者を含む全ての資金移動業者に対し、自社のアカウントへの賃金支払の希望の有無について質問して得た回答は、図表26のとおりである。

図表26：資金移動業者の自社アカウントへの賃金支払の希望の有無

自社アカウントへの賃金支払の希望	資金移動業者
希望する	15(34.9%)
希望しない	8(18.6%)
未定・検討中	20(46.5%)
回答数	43

出所：書面調査（資金移動業者向け）の回答を基に当委員会作成。

自社アカウントへの賃金支払を希望する資金移動業者に対し、その理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【自社アカウントへの賃金支払を希望する理由】

（資金移動業者）

- 賃金を直接、アカウントにチャージできることは利用者にとって給与受取の選択肢を広げることとなり、利用者からのチャージ額・決済額の増加を期待している。
- 当社アカウントの利用意思のある利用者（労働者）は、自らの銀行口座から当社アカウントにチャージする手間を省くことができ、利用者の利便性が非常に高まる。加えて、チャージの過程が省略されるため、資金移動業者としては、銀行等に支払っているコストを低減させることが可能になる。

一方で、資金移動業者及び事業者団体に対し、自社アカウントへの賃金支払を実現する上での懸念点について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【自社アカウントへの賃金支払を実現する上での懸念点】

（資金移動業者）

- 資金移動業者としての資金決済法上の資産保全に加えた、保証機関への保証料支払等の負担（二重のコスト負担）を懸念している。
- 制度仕様を満たすためのシステム設計・システム改修の負担（いずれの当事者がどの部分を担うか）を懸念している。
- 現在資金移動業者として登録している事業者は全て第二種登録であるところ、第二種登録の事業者は、利用者の為替取引の債務が100万円を超える場合、利用者に用途を確認する必要が生じる（滞留規制）。しかし、実際に資金移動業者のアカウントでの賃金支払が浸透すれば、100 万円以上の滞留ニーズが顕在化するのではないか。
- 100 万円を超えた分は当日中に銀行への払出しを求められることや、賃金支払が行われた当日中に銀行口座か ATM に出金できなければいけないことなど、労働者保護の観点で様々な制約が課されているが、これらの要件は利用者がアナログに使えるようになるための規制であり、資金移動業者のアカウントへの賃金支払というデジタルを選択する利用者にとってニーズがない要件は見直してほしい。
- 資金移動業者には、賃金が支払われなかった月も含めて月1回無料で出金できるようにすることや、プライバシーマークの取得といった、銀行にはない規制がかけられている。この制度は、利用者のニーズを踏まえたものではなく、賃金の現金払いという原則をどこまでも徹底するために作られた規則だと感じている。

（事業者団体）

- 「規制改革推進に関する中間答申」（令和4年 12 月　規制改革推進会議）では、制度施行から2年経過後を目途に課題の有無の検証を開始することになっているが、その際には利用者が本当に求めている規制なのかという点からも検証することが必要だと思う。資金移動業者のアカウントへの賃金支払は資金移動業者が銀行から離れたところで競争できる環境をつくっていくために整備されるべきところ、労働規制によって、銀行との連携が事実上強制される形となっていることは、競争環境として不十分ではないかと思う。

⑷ 競争政策上の考え方

ア リテール決済インフラの利用料金の設定状況等

㋐ リテール決済インフラの利用料金の設定状況

コード決済報告書では「CAFIS がチャージ等取引に際し、事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、その取引量の増加状況等を踏まえ、利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましい」としていたところ、NTT データは、CAFIS を経由するチャージ等取引のボリュームが上がってきたという理由で、2020 年 10 月から CAFIS 利用料金を1件あたり最大 3.15 円から1円に引き下げた[73]。

ノンバンクのコード決済事業者にとっては、銀行口座からのチャージ等について、CAFIS を経由しない前記2⑴ウの即時口座決済サービスや更新系 API を利用する方法があるほか、将来的には全銀システムの利用などによっても、CAFIS を経由しない銀行口座からのチャージ等が可能となることが見込まれる。しかし、銀行が CAFIS を経由するリテール決済インフラを既に整備しており、他の手段に切り替えるためにはシステム開発費等の初期費用がかかることや、資金移動業者にとって、全銀システムへの参加はこれからの検討課題であること等の理由により、現状では依然として CAFIS が事実上不可欠なインフラであることには変わりない。

このため、CAFIS 利用料金の値下げは、銀行がノンバンクのコード決済事業者に請求する接続料や加盟店手数料率の値下げにつながり得るものであり、ひいては、キャッシュレス決済の普及促進に資するものであると評価することができる。

一方で、銀行に生じている AML 対策費やセキュリティコストの上昇等の理由により、必ずしも CAFIS 利用料金の値下げ分と同程度に、銀行がノンバンクのコード決済事業者に請求する接続料の値下げが行われて

---

[73] コード決済報告書では、クレジットカード業務サービスにおける CAFIS 利用料金についても「クレジットカード業務サービスについても取引量が増加している一方で、データ処理1件当たりの従量制料金の改定は 10 年以上行われていない状況がみられたため、クレジットカード業務サービスにおける料金設定についても適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましいと考えられる。」としているところ、2020 年 10 月及び 2023 年1月の2度にわたり、CAFIS 利用料金の改定が行われた。

いないことがうかがえる。また、前記⑵ア⑷のとおり、登録ノンバンクコード決済事業者は、値下げ要請に応じない銀行について、チャージ等取引において銀行に生じるコストに関する説明が不十分であると感じていることがうかがえる。そのため、銀行においては、ノンバンクのコード決済事業者との取引に関して自行に生じるコストを接続料に反映させる場合、ノンバンクのコード決済事業者に対して接続料の根拠を説明することが望ましい。

⑷ 更新系 API の活用

コード決済報告書では、「ノンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系 API を利用できる環境を整備するための取組を進めることが、銀行システムへの接続を行うリテール決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい。」としたところ、既に更新系 API の整備を進めていると回答した銀行は過半数であった。

一方で、前記⑴ウ⑷のとおり、銀行及びノンバンクのコード決済事業者・電子決済等代行業者（以下「ノンバンクのコード決済事業者等」という。）の双方において、CAFIS と比較すれば開発コストが削減できる可能性があること、1回の開発で複数行と接続できれば開発期間を短縮できる可能性があること等の理由で更新系 API の活用に係るニーズはあるものの、更新系 API による接続は大きくは進展していない。その理由としては、更新系 API の仕様が統一されておらず、個別に対応するのが難しいこと、銀行が整備している更新系 API の機能とノンバンクのコード決済事業者等が利用したいと考えている更新系 API の機能のニーズが一致していないこと等が挙げられる。

したがって、ノンバンクのコード決済事業者等が簡便に更新系 API を利用できる環境を整備し、リテール決済インフラへの競争圧力を高めることにつなげるためには、関係団体の取組等による更新系 API の仕様統一に向けた検討の場の設置、銀行自身が整備している更新系 API のラインナップの公開、各行における更新系 API 接続の担当部門の明確化[74]、ノンバンクのコード決済事業者等における更新系 API のニーズの把握、さらには、銀行とノンバンクのコード決済事業者等のニーズをマッ

[74] 参照系 API についても、新規参入の促進等の観点から、各行における担当部門が明確化されることが望ましい。

チングするための仕組みの整備・活用といった取組が行われることが望ましい。

イ　資金移動業者のアカウントへの賃金支払

コード決済報告書第4の3のとおり、資金移動業者のアカウントへの賃金支払については、利用者に一定のニーズがあると考えられ、労働基準法施行規則改正省令が施行されれば、利用者の利便性の向上にも好ましい影響が生じると考えられる。

そのため、今後、ノンバンクのコード決済事業者においては、利用者のニーズ等を踏まえながら、相互運用性の確保の観点から、必要な検討を行うことが望ましい。

今後、労働基準法施行規則改正省令が施行された際に、銀行と資金移動業者の規制体系の違いを考慮したとしても、なお、コード決済提供銀行とノンバンクのコード決済事業者間で競争条件のイコールフッティングが確保されていない場合には、資金移動業者の参入が進まない等の課題が生じる可能性がある。このため、関係省庁においては、資金移動業者のアカウントへの賃金支払を希望する利用者のニーズを把握し、課題が生じた場合には、課題解決に向けた取組を進めることが適当である。公正取引委員会としても、引き続き状況を注視していく。

3　加盟店への出金フロー（振込取引）

⑴　加盟店への出金フロー（振込取引）の概要

ノンバンクのコード決済事業者は中継銀行に対して振込を依頼することで加盟店の銀行口座への売上金の出金を行っている。売上金の出金は、加盟店が、ノンバンクのコード決済事業者が依頼する中継銀行に口座を有している場合には、銀行がノンバンクのコード決済事業者と加盟店の双方の口座間で資金のやり取りを行うことで完結する（以下「本支店為替」という。）。一方で、加盟店が、ノンバンクのコード決済事業者が振込を依頼した中継銀行と異なる銀行の口座を有している場合には、ノンバンクのコード決済事業者が依頼した中継銀行と加盟店の銀行との間で資金の移動を行うこと（以下「他行為替」という。また、他行為替において資金を送る銀行を「仕向銀行」、資金を受け取る銀行を「被仕向銀行」という。さらに、仕向銀行と被仕向銀行の間での資金決済を「銀行間決済」という。）が必要となる。

このような、他行為替における銀行間決済を円滑に行うために整備された、取引ルール、システム基盤（コンピュータ、ネットワーク等）、リスク管理制度等を総称して、本報告書では「資金決済システム」という。

他行為替を行う振込においては、全銀ネットが運営する全国銀行内国為替制度が資金決済システムとして利用されている。また、同制度を運営するための銀行間ネットワークシステムとして、全銀ネットが運営する全銀システムが用いられている。

図表27：本支店為替と他行為替の違い

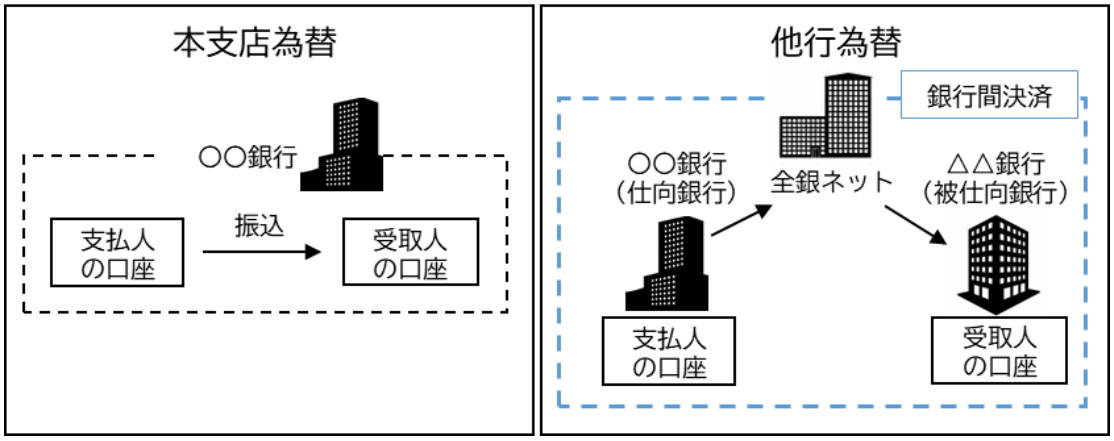

出所：コード決済報告書を基に当委員会作成

⑵ 銀行間手数料及び内国為替制度運営費

ア 銀行間手数料の廃止及び内国為替制度運営費の創設

コード決済報告書によれば、2020 年4月時点において、銀行間手数料[75]が銀行間における相対の交渉で決定することとされている一方で、銀行向けアンケートに回答した全ての銀行が設定している銀行間手数料は、3万円未満の振込の場合117円（税抜）、3万円以上の振込の場合162円（税抜）であった。また、銀行からのヒアリングによれば、遅くとも1979年2月以降、現行の水準以外の銀行間手数料が用いられていた事実や、前回調査開始までの期間において、いずれかの銀行が銀行間手数料の水準を変更するための交渉を行った事実は確認できなかったとしている。

[75] 全銀システムを通じた銀行間決済において、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる費用。

このような状況を踏まえ、コード決済報告書では、「銀行間決済で発生する費用の一つである銀行間手数料は、内国為替取扱規則上、仕向銀行と被仕向銀行の相対の交渉で決定される旨規定されている一方で、遅くとも昭和 54 年2月以降、その額は固定的なものとなっており、実際に発生している事務コストを大きく上回る水準が設定されている。(中略)各銀行においては、銀行間手数料の必要性について検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより、銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。」としている。さらに、「成長戦略実行計画」(2020 年7月 17 日閣議決定)において、「振込手数料の背景にあるコストの相当部分を占め、40 年以上不変である銀行間手数料につき、その見直しを図る。」とされた。

これらを受けて、全銀ネットは、2021 年 10 月1日から銀行間手数料を廃止し、「内国為替制度運営費」を創設することとした。

イ 内国為替制度運営費の算定方法

全銀ネットによると、内国為替制度運営費は、為替取引の被仕向処理[76]に要するコスト(以下「被仕向対応コスト」という。)及び被仕向銀行において為替事業の継続に必要な利益相当分(以下「為替事業利益相当分」という。)で構成するものとして算定しており、為替取引1件あたり「62 円」(税抜)としている[77]。

このうち、被仕向対応コストについては、為替取引の被仕向処理及び被仕向処理の安全性・利便性等の向上に要するシステム費・人件費・物件費・全銀システム経費等の費用について加盟銀行を対象に調査し、その総額を為替取引の総件数で除した金額(50 円)としている。また、為替事業利益

---

76 被仕向銀行における振込電文受付から受取人口座への入金・組戻までの処理等。

77 為替取引の種類や金額にかかわらず被仕向対応コストが生じていることから、一律に内国為替制度運営費を設定することを原則としている。ただし、給与・賞与の振り込みについては、労働法制上、雇用者が支払う賃金の通貨支払の例外として、労働者の銀行口座への振込が認められていること(労働基準法第 24 条、労働基準法施行規則第7条の2)を踏まえ、内国為替制度運営費の設定が受取人(労働者)の利便性に影響を及ぼすことのないよう、設定対象外(無料)としている。

相当分については、「企業活動基本調査」（経済産業省）を用いて算出し[78]、「12 円」としている。

なお、内国為替制度運営費については、社会通念上合理的な水準であることを維持するため、5年に一度、被仕向対応コスト及び為替事業利益相当分を算定のうえ見直しを行うこととしている。

図表28：銀行間決済で発生する費用の一つである「銀行間手数料」及び「内国為替制度運営費」

	銀行間手数料 （2021 年9月末まで）	内国為替制度運営費 （2021 年 10 月1日から）
3万円未満	117 円（税抜）	62 円（税抜）
3万円以上	162 円（税抜）	

出所：各種掲載情報を基に当委員会作成。

⑶ コード決済事業者が銀行に支払う振込手数料

ア 金額

振込手数料は、個人の顧客を対象にしたものと法人の顧客を対象としたものがあり、その金額は銀行のウェブサイトで公表されているものが多い。また、銀行のウェブサイトで公表されている金額のほかに、事業者と銀行との間での相対交渉によって振込手数料が決まることもある。振込を依頼するに当たって、多くのノンバンクのコード決済事業者は、銀行と交渉して振込手数料を決定している[79]。

イ 区分

振込手数料は、例えば3万円以上／未満など、特定の振込金額を基準として区分されて設定されている事例が多く、基準となる振込金額は、3万

---

78 一般企業と同様に、被仕向銀行においても将来的な投資に必要なコストを賄いつつ為替事業を継続するためには、一定の利益の確保が必要であることから、広く一般企業における利益相当分を内国為替制度運営費の構成要素とし、「企業活動基本調査」（経済産業省）を用いて算定している。

79 一部ノンバンクのコード決済事業者は、事業者と各決済機関とを仲介し決済サービスを提供する決済代行業者を利用しており、銀行との振込手数料の交渉は決済代行業者が担当している。

円が多い。他方で、振込金額の多寡にかかわらず、一律の振込手数料としている銀行もあった。

図表29：振込金額により振込手数料を区分しているか否か

回答内容	銀行
区分している	88（64.7%）
区分していない	32（23.5%）
その他[80]	16（11.8%）
回答数	136[81]（100%）

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

図表29で「区分している」と回答した銀行に対し、振込金額に応じて振込手数料を区分している理由について質問して得た回答は、図表30のとおりである。

図表30：振込金額に応じて振込手数料を区分している理由

回答内容	銀行
銀行間手数料が適用されていた頃からの区分をそのまま適用しているため	64（83.1%）
振込金額によって、自行が負担するコストも異なるため	11（14.5%）
その他	1（1.3%）
回答数	76

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

図表29で「区分している」と回答した銀行に対し、振込手数料区分の見直しを行っていない理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

[80] 「IB のみ振込手数料の区分がない」、「法人向けサービスのみ手数料を区分している」等の回答があった。

[81] 一部の銀行において複数回答があるため、合計が回答行数の 120 を超える。

【振込手数料区分の見直しを行っていない理由】

（銀行）

- 内国為替制度運営費となったにもかかわらず当行が3万円を境に振込手数料を区分しているのは、振込手数料を一本化するためのシステムコストが膨大にかかるからである。
- 振込手数料はコストのみならず、デジタル化やキャッシュレス推進等の当行の経営戦略・事業戦略に則し、総合的に決定している。振込金額に応じた手数料区分の統一は、必ずしも手数料の値下げにはつながらず、値上げを伴う可能性もあることから、顧客への影響を加味し、改定を見送ってきた。
- 事務コストを踏まえ改定した場合、3万円未満の利用顧客は実質引上げとなる区分もあるため、振込手数料区分の見直しを行っていない。

図表29で「区分していない」と回答した銀行に対し、振込金額に応じて振込手数料を区分していない理由について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【振込金額に応じて振込手数料を区分していない理由】

（銀行）

- 振込金額によってシステム経費や人件費に差はないため、振込手数料を区分する必要はないと考え、振込金額による振込手数料の区分を廃止した。
- 当行はネット銀行であり、振込金額によって当行のコストに差が生じないので、振込手数料を一律としている。

⑷ 仕向銀行から被仕向銀行への振込で生じるコスト等

銀行に対し、仕向銀行から被仕向銀行への振込で生じる内国為替制度運営費以外のコストについて質問して得た回答は、図表31から図表33までのとおりである。

図表31：内国為替制度運営費以外で生じるコスト（IB）

金額区分	銀行
10 円未満	4（3.2%）
10 円以上 30 円未満	18（14.3%）
30 円以上 50 円未満	13（10.3%）
50 円以上 100 円未満	25（19.8%）
100 円以上	26（20.6%）
不明・その他[82]	40（31.7%）
回答数	126[83]

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

図表32：内国為替制度運営費以外で生じるコスト（ATM）

金額区分	銀行
10 円未満	1（0.8%）
10 円以上 50 円未満	16（13.2%）
50 円以上 100 円未満	11（9.1%）
100 円以上 150 円未満	11（9.1%）
150 円以上	31（25.6%）
不明・その他[84]	51（42.1%）
回答数	121[85]

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

82 チャネルごとの算定はしていない等。

83 一部の銀行において複数回答があるため、合計が回答行数の 120 を超える。

84 ATM 振込みの取扱いはない等。

85 一部の銀行において複数回答があるため、合計が回答行数の 120 を超える。

図表33：内国為替制度運営費以外で生じるコスト（窓口）

金額区分	銀行
10 円未満	0（0.0%）
10 円以上 50 円未満	3（3.0%）
50 円以上 100 円未満	2（2.0%）
100 円以上 150 円未満	4（4.0%）
150 円以上	47（47.0%）
不明・その他[86]	44（44.4%）
回答数	100

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

⑸ 銀行間手数料の見直しとその影響

前記⑵アのとおり、銀行間手数料が廃止されて内国為替制度運営費が創設された。また、その金額も3万円未満の振込の場合 117 円（税抜）、3万円以上の振込の場合 162 円（税抜）から、一律に 62 円（税抜）となった。このような状況を踏まえ、銀行に対し、銀行間手数料が廃止され内国為替制度運営費が創設されたことを理由とする振込手数料の値下げの有無について質問して得た回答は、図表34のとおりである。

図表34：銀行間手数料が廃止され内国為替制度運営費が創設されたことを理由とする振込手数料の値下げの有無

回答内容	銀行
値下げを行った	112（95.0%）
値下げを行わなかった	6（5.0%）
回答数	118

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

図表34で「値下げを行った」と回答した銀行に対し、振込方法別の値下げの状況について質問して得た回答は、図表35のとおりである。

[86] 店舗による窓口取引を行っていない等。

図表35：振込方法別の値下げの状況

	IB	ATM	窓口
10 円未満	1	2	3
10 円以上 50 円未満	0	0	0
50 円以上	75	35	40
その他[87]	36	70	64

出所：書面調査（銀行向け）の回答を基に当委員会作成。

銀行間手数料と内国為替制度運営費の差額は、3万円未満の振込の場合 55 円、3万円以上の振込の場合 100 円であること、また、多くの銀行が各振込方法の振込手数料について 50 円以上値下げしたと回答していることを踏まえると、多くの場合、少なくとも3万円未満の振込の場合の差額と同程度の値下げが行われていることがうかがわれる。

銀行に対し、銀行間手数料が内国為替制度運営費に代わったことによる振込手数料の値下げ以外の影響を質問して得た回答は、以下のとおりである。

【銀行間手数料が内国為替制度運営費に代わったことによる振込手数料の値下げ以外の影響】

（銀行）

- 銀行間手数料が内国為替制度運営費に代わったことにより被仕向銀行として得られる収益が数千万円程度下がった。
- 銀行間手数料が内国為替制度運営費に代わったことにより、被仕向で発生するコストが賄えていないというわけではないが、単純に収益が減ったため、利益を追求しないといけない銀行にとっては打撃が大きい。
- 当行は仕向よりも被仕向の方が件数としては多いので、収益が減った。
- 収益が億単位で減少した。
- 銀行間手数料が内国為替制度運営費に代わったことによる影響は特にない。

[87] 窓口／ATM 振込の取扱いがない、3万円未満／3万円以上の区分により値下げ幅が異なる等。

⑹ 競争政策上の考え方

コード決済報告書では「競争政策上の観点からは、各銀行においては、銀行間手数料の必要性について検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより、銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである」としていた。これらを受け、全銀ネットは、2021年10月1日から銀行間手数料を廃止し、「内国為替制度運営費」を創設するとともに、その額を被仕向対応コストとして 50 円、為替事業利益相当分として12円の総計62円としている。

また、図表34（銀行間手数料が廃止され内国為替制度運営費が創設されたことを理由とする振込手数料の値下げの有無）のとおり、ほとんどの銀行では銀行間手数料が廃止され内国為替制度運営費が創設されたことを理由として振込手数料の値下げを行っている。また、その値下げ幅も図表35（振込方法別の値下げの状況）のとおり、銀行間手数料と内国為替制度運営費の差額が反映されたものとなっていることがうかがえる。

したがって、全銀ネットや多くの銀行においては、コード決済報告書の提言（前記第2の1提言③：銀行間手数料に係る取引慣行の見直し）も踏まえたキャッシュレス決済の推進に資する取組が着実に進展していると評価できる。

しかしながら、一部の銀行においては、従前は、3万円未満の振込の場合117円、3万円以上の振込の場合162円であった銀行間手数料が、内国為替制度運営費として62円に統一されたにもかかわらず、①過去からの慣習によって銀行間手数料が適用されていた頃からの区分をそのまま適用している、②振込手数料を一本化するためのシステムコストが膨大にかかる、③手数料区分の統一は、必ずしも手数料の値下げにはつながらず、値上げを伴う可能性もあるといった理由から振込手数料区分を維持している状況にある。

振込手数料区分を銀行間手数料が用いられていた頃から見直す検討をせず存置することは、振込手数料の高止まりにつながる可能性もあり、ノンバンクのコード決済事業者や加盟店の出金コストの低廉化の障害となるほか、ひいては、キャッシュレス決済事業者の口座から加盟店の口座への出金頻度が抑えられることにより、加盟店の利便性が損なわれるといったことにつながる面があると考えられる。

このため、銀行においては、銀行間手数料が適用されていた頃からの慣習に基づき合理的理由なく振込手数料の区分を維持している場合には、振込手数料を統一することで生じるシステム改修コスト、顧客への影響等を十分に勘案しつつ、現状の見直しの検討を行うべきである。

4 全銀ネットにおける取組

⑴ 全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に向けた取組

前記3⑴のとおり、他行為替を行う振込においては、全銀ネットが運営する全国銀行内国為替制度が資金決済システムとして利用されている。また、同制度を運営するための銀行間ネットワークとして、全銀ネットが運営する全銀システムが用いられている。しかしながら、全銀ネットのガバナンス体制や取引の透明性が確保されていないことから、コード決済報告書では、「全銀ネットは、全国銀行内国為替制度について、エンドユーザーのニーズを十分に反映できるガバナンス体制を構築・強化するとともに、その取引の透明性を確保することが望ましい。」としている。これを受けて、全銀ネットにおいては、様々なステークホルダーをメンバーに加えた「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」を設置するとともに、その下部に「次世代資金決済システム検討ワーキンググループ」（以下まとめて「検討会」という。）を設置した。その上で、資金移動業者等も含むステークホルダーとの対話の強化、為替取引１件当たりのコストや、全銀システム参加に関するコストの分担方法・負担例の対外公表、内国為替制度運営費の水準や算定方法等の対外公表による情報発信の強化、全銀システム参加者との連携強化に取り組んでいる。

銀行及び登録ノンバンクコード決済事業者を含む全ての資金移動業者に対し、全銀ネットによるガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に向けた取組に対する評価等について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【全銀ネットによるガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に向けた取組に対する評価等】

（銀行）

- 全銀ネットでは、資金移動業者を含めた様々なステークホルダー・有識者が参加するタスクフォース及びワーキンググループを設け、情報公開も行っていると認識している。

- 全銀ネットは、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」を設置し、内国為替制度の費用構造上の問題の改善に向けた議論を進めるとともに、内国為替制度運営費を新設したと認識している。当行としてもこれらの枠組を前向きに捉えており、利便性・安全性を維持しながら、エンドユーザーのニーズを十分に反映できるような資金決済システムの構築に取り組んでいく考えである。

（資金移動業者）

- 議論に当たっては、資金移動業者側の意見を聴く姿勢が全銀ネット側から示されており、この点については満足している。

⑵ 全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討状況

コード決済報告書では、銀行と同様に為替取引を行っているノンバンクのコード決済事業者であっても、資金移動業者には全国銀行内国為替制度への加盟が認められていないことなどから、「全銀ネットは、全国銀行内国為替制度への加盟に関して必要とされる事業者要件（法的資格）、セキュリティ水準、財務基盤等の条件を整理し、当該条件を満たす場合には、資金移動業者に対してもアクセスを開放することを検討することが望ましい。」としている。これを受けて、前記⑴のとおり、全銀ネットにおいては、検討会において、決済システムの安全性の維持と既存参加者と新規参加者間の競争条件のイコールフッティングの確保を前提として、2022 年度中の資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大等の実現に向けた制度やシステムについて議論を行った。その結果、2022 年9月 15 日に全銀システム参加資格拡大の決定について公表し、同年 10 月7日から参加資格を拡大している。

また、2023 年1月に開催した検討会において、①資金移動業者を含む全銀システム参加者の接続負担軽減に資する API を活用した新たな接続方法（API ゲートウェイ）を 2025 年から 2026 年中のサービス提供開始に向けて開発に着手すること、また、②API ゲートウェイの接続に係る費用負担については、原則として、銀行を含む全ての参加者が、決済数に応じて負担する方針を示した。

有識者に対し、全銀システムへの資金移動業者の参加資格拡大に向けた今後の展望について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【全銀システムへの資金移動業者の参加資格拡大に向けた今後の展望】

（有識者）

- キャッシュレスの推進、公平な競争の場の整備、相互運用性の確保を前提に、エンドユーザーに対する多様なサービスの提供と競争環境の活性化の観点から考えた場合、資金移動業者には全銀システムに積極的に参加していただくことが望ましい。
- 自社のネットワークで一定数のユーザーが確保されていることから全銀システムに入る必要はないと考える資金移動業者もいるため、資金移動業者に参加資格を拡大しただけでは必ずしも参加拡大にはつながらない可能性がある。
- 海外における決済システムの開放事例を見たとき、決済システムを開放した直後に多数の資金移動業者が参加するという事例はまずなく、参加に向けて一定の時間が必要であることには留意するべきである。例えば、英国や豪州では、中央銀行の決済インフラの参加資格が資金移動業者に拡大されてから初めて資金移動業者が参加するまでに、少なくとも1～2年かかっている。
- 資金移動業者においては、全銀ネットの取組について適切に認知がされていないようであり、そのため、取組を理解してもらうのに時間がかかる見込みである。

⑶ 競争政策上の考え方

ア 全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保

前記⑴のとおり、全銀ネットにおいては、コード決済報告書における提言（前記第2の1提言④：全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保）も踏まえ、ガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保のため、各ステークホルダーとの対話の強化、内国為替制度運営費の水準や算定方法等の対外公表による情報発信の強化、全銀システム参加者との連携強化等に積極的に取り組んでいると評価できる。

今後もこうしたガバナンス体制の維持や、取引の透明性確保に向けた取組を継続することが期待される。

イ　全銀システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討

コード決済報告書第4の2⑵ウのとおり、ノンバンクのコード決済事業者には、①利用者による入金フローにおける銀行との接続交渉を行うコストや初期接続費用、②加盟店への出金フローにおける中継銀行に振込依頼を行うことによる中間コスト等が生じることを踏まえれば、資金移動業者が全銀システムを利用し、これらのコストを削減できるようになると考えられる。

前記⑵のとおり、全銀ネットにおいては、コード決済報告書における提言（前記第2の1提言⑤：資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討）を踏まえ、資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討を行い、資金移動業者が全銀システムを利用することが可能となるよう、2022 年 10 月7日から全銀システムの参加資格を拡大している。また、資金移動業者のニーズも踏まえアクセスを容易にすることを目的として、API ゲートウェイによる接続の検討も進められている。

なお、現在、「次世代資金決済システム検討ワーキンググループ」において、2025 年から 2026 年中のサービス提供開始に向けて開発に着手する方向で、また、費用負担は、原則として、銀行を含む全ての参加者が、決済数に応じて負担する方針が示されている。

こうした全銀ネットの取組は、銀行と資金移動業者間における競争条件のイコールフッティングの確保や相互運用性の拡充につながるものであり、コード決済を提供する事業者間の競争の促進に資するものと評価できる。

今後、資金移動業者において、全銀システムを利用する場合のコストやメリット等を勘案しながら、必要な検討が行われることが見込まれる。前記2⑶のとおり、資金移動業者のアカウントへの賃金支払いについて、「口座の残高の上限額を 100 万円以下に設定していること又は 100 万円を超えた場合でも速やかに 100 万円以下にするための措置を講じていること。」等の指定要件を踏まえると、資金移動業者のアカウントから銀行口座へ口座残高を移動する必要が生じるが、利用者の利便性向上の観点からは、資金移動業者と銀行間の円滑な資金移動の必要性が高まることも考えられる。

したがって、全銀ネットにおいては、銀行と資金移動業者間における競争条件のイコールフッティングの確保及び決済システムの安全性等を前提

に、今後も必要に応じて、利便性の向上に資する運用方法等の見直しを行っていくことが望ましい。

資金移動業者においては、今後の API ゲートウェイによる接続方式の開始も踏まえ、全銀システムへの参加に向けた検討が進むことが期待される。

公正取引委員会としても、引き続き状況を注視していく。

第5　諸外国におけるオープンバンキングに関する制度及び取引の状況

本報告書では、ここまで、電子決済等代行業者が提供する家計簿サービス等とコード決済事業者が提供するコード決済サービスについて、それぞれの独占禁止法及び競争政策上の課題を各サービス別に示してきた。

第5では、諸外国におけるオープンバンキングに関する制度及び取引の状況についての調査結果を示す。「オープンバンキング」とは、一般に、電子決済等代行業者やコード決済事業者を含む第三者の金融サービスプロバイダーが、消費者に独自のサービスを提供するため、銀行やその他の金融機関が保有する消費者のデータにアクセスすることを可能とする仕組みの総称である。この調査は、キャッシュレス分野におけるイノベーションの更なる促進について我が国への示唆を得るために行ったものである。

1　EU における制度の概要

EU では、2015 年 11 月に成立した第2次決済サービス指令[88]（以下「PSD2」という。）によって、欧州経済領域（EEA）域内における銀行とフィンテック企業間の口座情報の取得に係る取引を含む決済サービスの規制枠組みが整備されている。PSD2 の前身である決済サービス指令（PSD）は、単一ユーロ決済圏（SEPA）[89]の実現により域内の決済を標準化するため、2007 年 11 月に成立した。その後、決済サービス市場において技術転換が進み、モバイル決済やノンバンクが提供するサービスが台頭してきたことに伴い、それらの新サービスを規制の枠組みに加えることを目的として、PSD2 が成立した。

---

[88] Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

[89] EU 域内の国境を越えた電子決済を国内決済と同様に迅速、安全、効率的に行えるようにすることを目的として構築された決済処理スキーム。現在、送金や口座振替に対応しており、例えば、小売店は他の加盟国の口座からの直接引き落しが可能となっているため、他の加盟国からの出張者が代金を支払うに当たって自国の口座振替による支払いや請求書払いが行えるようになる。

図表36：PSD2 における決済サービス提供者

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">PSD</td><td colspan="2">PSD2</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">決済サービス提供者（PSP）</td><td colspan="2">第三者機関（TPP）</td></tr>
<tr><td></td><td>銀行</td><td>電子マネー事業者</td><td>決済サービス事業者</td><td>決済指図伝達サービス提供者（PISP）</td><td>口座情報サービス提供者（AISP）</td></tr>
<tr><td>免許・登録</td><td colspan="3">免許制</td><td colspan="2">登録制</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="3">決済口座サービス
資金移動サービス（立替払いを含む）
支払手段の発行・管理（クレジットカード等）
電子マネー・プリペイドカードの発行
預金・融資
等</td><td>利用者の依頼による決済指図の伝達</td><td>利用者への口座情報の提供等</td></tr>
<tr><td>財務要件</td><td colspan="3">自己資本規制</td><td colspan="2" rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>資本金 500 万ユーロ以上/自己資本比率規制（バーゼル III）</td><td>資本金 35 万ユーロ以上/未決済電子マネー平均額の2%超等</td><td>資本金 2～12.5 万ユーロ以上等</td><td>資本金5万ユーロ以上</td></tr>
<tr><td>資産保全</td><td>預金保険</td><td colspan="2">他の財産から隔離、優先弁済</td><td>なし
※ 利用者からの資金預り禁止、責任保険への加入義務あり</td><td>なし
※ 責任保険への加入義務あり</td></tr>
</table>

出所：金融庁作成資料[90]を基に当委員会作成。

PSD2 では、利用者からの指示を受けて口座情報にアクセスする口座情報サービス提供者（AISP）[91]や決済指図伝達サービス提供者（PISP）[92]等を含む決済サービス提供者（PSP）[93]からのアクセスについて、銀行は制限や事業者間の差別を行ってはならず、当該サービス提供者に対してアクセスの対価を請求してはならないこととされている。なお、事業者が AISP 又は PISP となる

[90] https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028/01.pdf

[91] Account Information Service Provider。利用者からの指示により、利用者が他の決済サービス提供者（銀行、電子マネー事業者、決済サービス事業者）に開設している1つ又は複数の決済口座に関する統合情報をオンラインで提供する事業者を指す。

[92] Payment Initiation Service Provider。利用者からの指示により、利用者が他の決済サービス提供者（銀行、電子マネー事業者、決済サービス事業者）に開設している決済口座に係る決済指図を伝達するサービスを提供する事業者を指す。

[93] Payment Service Provider。EEA 域内に本店又は支店を有する信用機関並びに電子マネー機関、加盟国の国内法の下で決済サービス提供の権限が与えられた郵便振替取扱機関、決済サービス機関等を指す。

ためには、各加盟国の所管当局の認可等を受け、その監督下に置かれることとなる。銀行は、接続を申請する PSP が認可等を受けた事業者であるかを確認し、認可等を受けていない事業者からの接続を拒否する義務が課せられていることで、問題のある事業者等を市場から排除する仕組みが構築されている。

また、PSD2 では、PSP 間のコミュニケーションは安全かつ共通のオープンな基準に則って行われることが求められている。当該基準の策定を担う欧州銀行監督局が、セキュリティ要件として強力な顧客認証（SCA）[94]を適用することを義務付けたことで、従来行われていたスクレイピングの手法により口座情報にアクセスすることが困難となり、結果として銀行においてオープン API 基盤の整備が義務付けられることとなった。

EU の関係当局及び有識者に対し、EU におけるオープンバンキングに関する制度の特徴について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【EU におけるオープンバンキングに関する制度の特徴】

（海外関係当局）

- ここ数年、金融機関とは関係なく、様々なデータ漏洩事件がメディアで取り上げられていることから、多くの消費者が自身のデータを共有することに懸念を抱いている。オープンバンキングのプロバイダーは、法律を遵守することに加え、顧客に対して透明性を確保し信頼を得ることが求められている。
- この分野では新しいビジネスモデルが継続的に設計されており、各ビジネスモデルには独自のリスクがあるため、PSD2 の執行は「tick the box」[95]であってはならず、事前に全てのステークホルダーの意見に耳を傾ける必要がある。

（有識者）

- EU の制度が日本と最も異なる点は、銀行がフィンテック企業と API 接続を行うに当たりフィンテック企業に対して契約締結を求めることを禁じている点である。銀行がフィンテック企業と契約を締結することを許容すると、

94 Strong Customer Authentication。知識（利用者のみが知っている情報。例：パスワード）、所有（利用者のみが所有しているもの。例：電話番号）及び固有性（利用者自身の属性。例：指紋）の要件のうち、互いに独立した二つ以上の要素を使用した認証方法を指す。

95 あらかじめ規定したチェック項目の要件を満たしているか確認するという意。

銀行と個別に契約締結できる規模の大きいフィンテック企業以外は API 接続ができなくなり、スタートアップの参入が阻害されるおそれがあるからといった理由がある。これは英国や豪州についても同様である。日本では、フィンテック企業と銀行が個別に契約を結ぶ必要があり、100 以上ある銀行と個別に契約できる体力を持つフィンテック企業は余りいないだろう。

- 基本 API は無料で提供することが求められるが、例えば、銀行は顧客情報を利用した身元確認サービスなども提供しており、そうした付加価値サービスについては課金することができる。
- PSD2 は英国と異なり各金融機関で API の仕様がばらけているため、フィンテック企業は金融機関との接続に苦労しているという話を聞く。そのため、英国と比較すると参入するフィンテック企業数や取引数は少ない。

2 英国における制度の概要

英国では、競争当局である競争・市場庁（CMA）が、2016 年8月にリテールバンキング業界の競争とイノベーションに関する調査報告書[96]を発表した。当該報告書において、英国のリテールバンキング市場は、大手の銀行が人口比で99.9%の市場シェアを有し、競争阻害効果が生じているとの評価が下された。そうした状況において、新興企業が新しい革新的なサービスを英国市場において提供できる環境を整えるため、CMA は、大手銀行9行[97]（以下「CMA9」という。）に対し、オープン API の共通規格を導入し、銀行が保有する個人当座預金及び企業当座預金の情報を第三者機関（Third Party Provider。以下「TPP」という。）に無償で開放することを求める命令[98]を 2017 年2月に発出した。また、CMA9 には、自らの出資のもと、オープン API やデータフォーマットに関する技術標準の開発、SCA の実装方法に関するガイドラインの作成等を担うオープンバンキング実施機構（OBIE）の設立が義務付けられた。

---

96 Competition & Markets Authority「Retail banking market investigation」（2016 年8月）

97 RBS グループ、ロイズバンキング・グループ、バークレイズ、HSBC グループ、サンタンデール、ネイションワイド、ダンスケ・バンク、バンク・オブ・アイルランド及びアライド・アイリッシュ・バンク・グループの9行。

98 2002 年企業法（Enterprise Act 2002）に基づく命令。

AISP や PISP として事業を行うためには、PSD2 を国内法化した Payment Service Regulation 2017 に基づき、金融行為規制機構（FCA）[99]の認可を受ける必要があり、認可後は FCA の監督下に置かれることとなる。2021 年 11 月時点で、規制の対象となる事業者は 330 社以上にのぼり、英国市場における当座預金の 95%以上がカバーされている[100]。

英国の関係当局及び事業者団体に対し、英国におけるオープンバンキングに関する制度の特徴について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【英国におけるオープンバンキングに関する制度の特徴】

（海外関係当局）

- 一般的に、銀行は、顧客が AISP 又は PISP を利用することを禁止することはできないが、例えば、AISP 等が有効な証明書を持たない場合や詐欺的な取引であると疑われる場合において、客観的な理由があれば、AISP 等のアクセスを拒否することができる。
- 競争当局である CMA は、必要な基準を策定する専門知識を自前で持っていなかったため、CMA9 に OBIE の設立とその資金提供を求めた。OBIE の設計に当たっては、その規模と複雑さを考慮すると、当初から OBIE の役割範囲を明確に定義し、適切なガバナンス体制を整えることが重要であった。
- 英国と EU が異なる点として、英国の大手銀行には OBIE が開発した API 標準規格を使用することが義務付けられている点が挙げられる。義務の対象は大手銀行である CMA9 のみだが、結果として他の多くの銀行も同基準を使用するようになった。一方で EU では、単一の API 標準規格は存在せず、業界や企業によって独自の競合する規格が開発されている。
- OBIE では、エコシステムの参加者と密接に連携するために、実施機構運営グループ（IESG）やエンドユーザー参加型フォーラム（EUPF）を通じて業界の意見を聴取している。

[99] Financial Conduct Authority。英国の金融サービス業（銀行、金融会社、ファイナンシャル・アドバイザー等）を規制する独立機関であり、金融サービス業界のメンバーによる会費で運営されている。

[100] Competition & Markets Authority「Corporate report: Update on Open Banking」（2021 年 11 月）

（海外事業者団体）

- 英国では、多くの銀行が、外部のシステムベンダーから提供される機能を基にして自行で API インフラの開発を行っている。一般的に、大規模な銀行ほど API インフラの構築に関してベンダーへの依存度が低い傾向にある。しかし、大多数の銀行は、セキュリティフレームワークなどのシステム的に重要な部分についてはベンダーに頼っていると理解している。
- サービスの提供に係るコストは全て銀行が負担しており、特に多くの中小規模の銀行においては、顧客におけるサービス利用が限られている中でもインフラを整備しなければならず、大きな負担となっている。英国の多くの銀行は、API 主導のエコシステムの運用コストを公平に分配するための経済モデルが規制主導で構築されることを望んでいる。
- 中小の銀行がオープン API に関する費用を負担するよう求められることで、それら銀行において不満が生じることは理解できる。しかし、API の実装は、短期的にみれば負担が大きいと感じられるかもしれないが、長期的には銀行の未来を左右する重要なプロジェクトであり、そうしたメリットを説き続けるしかないのではないか。

3 豪州における制度の概要

豪州では、競争当局である豪州競争・消費者委員会（ACCC）が所管する競争消費者法に基づき、消費者が自身のデータにアクセスしコントロールすることを可能とし、消費者の製品やサービスの比較・切替能力を向上させることを目的として、消費者のデータに関する権利（CDR）[101]が 2020 年7月に導入された。

消費者のデータを保有するデータ保有者は、消費者又は消費者の指示を受けた認定データ受領者[102]から CDR に基づきデータ開示の要求を受けた場合、無償かつ標準化された API の規格に準拠した方法によりデータを提供するオンラインサービスの整備が義務付けられている。フィンテック企業においては、

[101] Australian Competition and Consumer Commission「Competition and Consumer (Consumer Data Right) Rules 2020」(2020 年2月)

[102] Accredited Data Recipient。CDR に基づきデータを取り扱う事業者であり、認定データ受領者となるためには ACCC が定める厳しい基準を満たし認可を受ける必要がある。

認定データ受領者としての認可を受けることで、銀行が保有する口座情報を活用したサービスを提供することができるようになる。

なお、API によるデータ授受が義務付けられている一方で、CDR のサポートデスクではスクレイピングによるデータ共有は禁止されていない旨が回答[103]されており、必要な機能についてスクレイピングを使用することが許容されている。

また、CDR は、EU の PSD2 を参考として制度設計が行われたため、まずは銀行部門において適用が始まった[104]が、将来的にエネルギーや電気通信等他の分野への適用も見据え、適用される業界を限定しない包括的な内容となっている。

有識者に対し、豪州におけるオープンバンキングに関する制度の特徴について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【豪州におけるオープンバンキングに関する制度の特徴】

（有識者）

- API の機能が充実してくるまでは従前スクレイピングで行っていた機能を充足できないため、不足部分についてセキュリティ上問題のないスクレイピングを使用することが許容されている。これは欧州の PSD2 でも同じ建付けとなっていると思う。
- 日本では、契約を伴わないスクレイピングを禁止したため、電子決済等代行業者は、API が高額だからスクレイピングで対応するという交渉力を失った。欧州では、従来から、銀行側の交渉力を弱めるためにもスクレイピングは許容するべきだというフィンテック企業の声があったと思う。

---

103 https://cdr-support.zendesk.com/hc/en-us/articles/900005316646-Guidance-on-screen-scrapin

104 2020 年7月に適用対象となったのは Initial data holders として定義された4大銀行（オーストラリア・ニュージーランド銀行、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、ウエストパック銀行）であり、その他の事業者は Subsequent data holders として 2020 年2月から適用された。また、ACCC は各分野への適用にあたって3つのフェーズを設け、フェーズ 1（預金口座、クレジットカードによるチャージ等）、フェーズ2（住宅ローン関連）、フェーズ3（投資口座、個人向けローン、退職金口座等）と順次幅広い商品に対象が拡大された。

4 米国における取引の状況

米国では、TPP による銀行口座へのアクセスを直接的に規制する法制度は存在せず、各事業者間における個別の取組によって発展している。

具体的には、米国では、データアグリゲーターと呼ばれるフィンテック企業が銀行と TPP 間の接続を仲介する形式が主流となっている。データアグリゲーターは、複数の銀行及び TPP と契約を締結し、API を通して両者の接続をシームレスに繋ぐ環境を提供している。このため、TPP においては、データアグリゲーター1社と接続することで複数の銀行における顧客の口座情報を取得することができ、契約締結及びシステムの接続負担が大幅に軽減されることとなる。

図表37：データアグリゲーターを介した API 接続

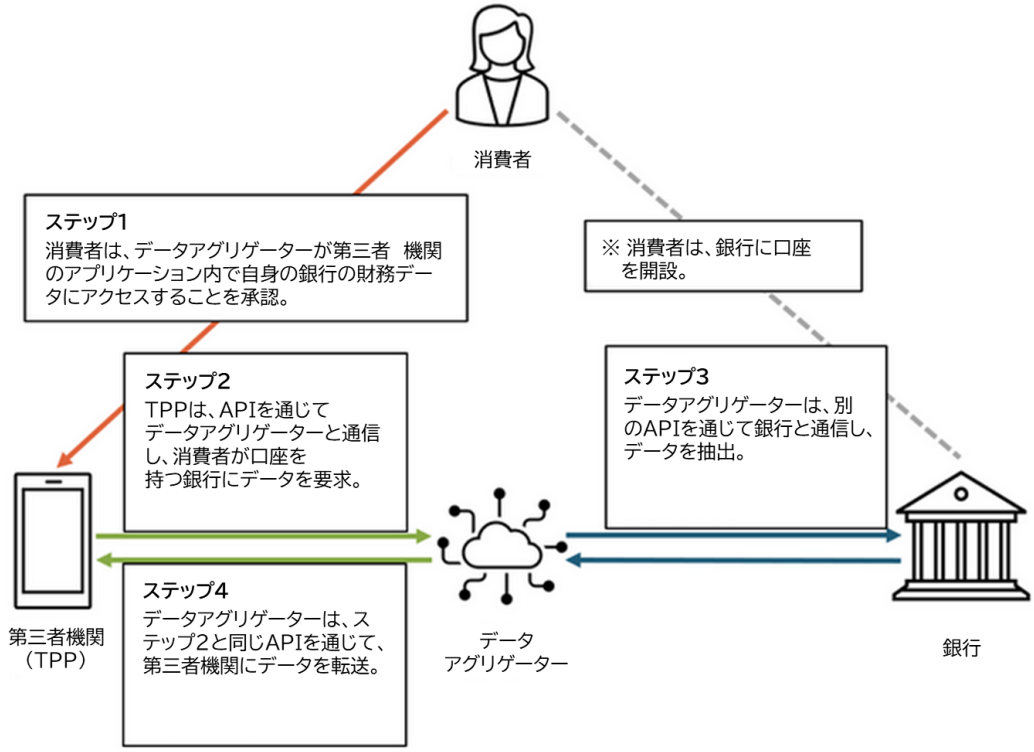

出所：カンザスシティ連邦準備銀行作成資料[105]を基に当委員会作成。

[105] Federal Reserve Bank of Kansas City「Data Aggregators: The Connective Tissue for Open Banking」（2022 年8月）

米国の事業者団体に対し、データアグリゲーターのビジネスの特徴について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【データアグリゲーターのビジネスの特徴】

（海外事業者団体）

- データアグリゲーターは、利用者である TPP から接続料を徴収している。また、彼らは複数のソースから収集したデータをユーザーの好みの方法で組み合わせることで付加価値をつけて販売している。データアグリゲーターを単なるパイプではなく、データアクセスプラットフォームとして認識したほうが良い。
- データアグリゲーターにとってセキュリティが脆弱な TPP と接続することは銀行からの評判を落とすことにもつながるため、データアグリゲーターは、接続先の TPP が制裁対象国のリストに含まれていないか、最低限のセキュリティレベルをクリアしているか、取得したいデータの性質は何かといったことについてデューデリジェンスを行っている。
- あるデータアグリゲーターは、スクレイピングにより顧客情報を取得していたが、現在は API レイヤーを通じた情報取得に移行しつつある。これまで、銀行は、スクレイピングによる顧客情報へのアクセスを阻止することはできないため、スクレイピングの違法性を主張して訴訟を提起したが、同行為が違法であるとの判決を得られなかった。他方で、スクレイピングがデータ保護の観点から問題があることはデータアグリゲーター側も十分に理解しており、このアグリゲーターは「API 接続による情報取得を可能にしてくれたらスクレイピングをやめる。スクレイピングはデータ保護の点で銀行側にもレピュテーションリスクをもたらすため、API の整備にはメリットがある」と銀行に提案し、API 接続に関する契約を引き出すに至っている。こうした状況を考えれば、フィンテック企業は、API 接続を義務付ける法規制を必ずしも必要としていないように思われる。

なお、米国では、業界全体に統一された API の標準規格は存在しないが、銀行やフィンテック企業を会員とした事業者団体である金融データ交換機構（FDX）では、金融データにアクセスするための技術標準の策定が進められている。データアグリゲーションサービスを提供するフィンテック企業の多くは、FDX の会員であり、FDX が策定した API の標準規格である FDX API に準拠した API を使用している。

当局における規制策定の動きについて、消費者金融保護局（CFPB）[106]は、消費者が自身の財務情報にアクセスする権利を定めたドッド・フランク法第1033条を執行するため、2017年10月、「消費者から承認された金融データの共有と集積に関する消費者保護原則」[107][108]を公表した。しかし、当該原則に拘束力はなく、2021 年7月に、バイデン大統領により発令された大統領令では、CFPB に対しドッド・フランク法第 1033 条に基づく規則制定を継続することが明記された[109]。

その後、CFPB 長官が 2022 年 10 月に行った講演において、預金口座、クレジットカード、デジタルウォレット、プリペイドカード等の取引口座を提供する金融機関に対し、データ共有のための API 接続基盤等の整備を義務付ける規制の導入を検討することが表明された[110]。今後、これまで業界主導でオープンバンキングの促進が行われてきた米国市場における取組が進展していく可能性がある。

有識者及び米国の事業者団体に対し、米国におけるオープンバンキングに関する取引の特徴について質問して得た回答は、以下のとおりである。

【米国におけるオープンバンキングに関する取引の特徴】

（有識者）

- 米国では法律上の義務はないが、フィンテック企業は銀行のパートナーのような存在になっており、銀行がフィンテック企業と協業することで、銀行の

106 Consumer Financial Protection Bureau。2010 年7月に成立したドット・フランク法に基づき設立された連邦準備制度内の独立した行政機関であり、住宅ローン、クレジットカード、その他の消費者金融サービス分野における公平性と透明性の促進を目的として、消費者関連の金融法の執行、事業慣行の審査、市場監視等を行っている。

107 Consumer Financial Protection Bureau「Consumer Protection Principle: Consumer-Authorized Financial Data Sharing and Aggregation」（2017 年 10 月）

108 当該原則では、消費者は第三者が自身のデータに安全にアクセスすることを承認できること、アクセスを許可された第三者は必要なデータのみにしかアクセスできないこと、消費者は自身のデータを別の金融機関に移動させられること等が規定されている。

109 The White House「Executive Order on Promoting Competition in the American Economy」Sec.5.(t)(i)（2021 年7月）

110 Consumer Financial Protection Bureau「Director Chopra's Prepared Remarks at Money 20/20」（2022 年 10 月）

預金を増やし、次の事業を行うことにつながるということから、接続料は無償のことが多い。

（海外事業者団体）

- 米国では、日本と異なり、銀行等の金融サービスにアクセスできない人が一定数おり、こうした人々を支援する「金融包摂」という観点からもオープンバンキングが推進されており、必ずしも金融サービス市場の競争の活性化だけが目的ではない。
- 政府が担う規制や政策は交通ルール（制限速度）であり、事業者団体はその制限速度を守ってペイロード、接続性、認証、UX（ユーザーエクスペリエンス）等の標準化を進めた。政府と業界の役割がそれぞれ不可侵となっていることで、取組は非常に順調に進んだ。
- TPP は各銀行と個別に契約を締結する必要がある中、標準的な契約書がないため、交渉に時間がかかっており、大手銀行との交渉に慣れていない小規模な TPP における参入障壁となっている。
- 小規模な TPP の多くは特定業務に係るシステムの一部又は全部を外部のベンダーに委託しており、規制内容が確定する前にシステムを構築することが難しいことから対応が遅れている。

5 諸外国の制度及び取引状況を踏まえた示唆

EU、英国、豪州等では、消費者のデータ所有権は消費者自身にあるとの考え方の下、消費者が自身のデータにアクセスする権利を法律において明確化している。これにより、銀行における API 接続基盤等のデータ共有環境の構築を促し、結果として、多くのフィンテック企業が銀行のデータにアクセスできるようになり、金融市場において一定のイノベーション促進効果を発揮したと評価することができる。

また、英国の UK Finance や米国の FDX など、諸外国では銀行とフィンテック企業の両者が加入する事業者団体が設立され、オープンバンキングを含むフィンテック分野における様々な課題について議論が行われている。これにより、銀行及びフィンテック企業間の円滑なコミュニケーションの場が確保されることで両者の連携が促進され、イノベーションの創出に寄与しているものと考えられる。

今後、本報告書を踏まえた取組により、我が国のキャッシュレス分野における競争環境が更に改善されることで、イノベーションの促進と利用者の利便性の更なる向上が期待されるが、それらの取組等を通じても競争政策上の課題が解消されない場合には、関係省庁等においては、本報告書で示した諸外国の制度等を参考とした取組を検討することが考えられる。

第6　今後の取組

本調査においては、家計簿サービス等報告書及びコード決済報告書で示した五つの提言を中心に、前回調査以降の取引慣行等の変化や各種取組の進展状況について実態把握するためのフォローアップ調査を行った。

我が国における家計簿サービス等の利用者やコード決済の決済額等は増加傾向にあり、今後も増えていくことが予想される。そのため、家計簿サービス等やコード決済等のキャッシュレス決済を取り巻く市場において公正かつ自由な競争が行われることの重要性は、今後も増していくこととなると考えられる。

公正取引委員会としては、銀行、電子決済等代行業者及びノンバンクのコード決済事業者その他関係事業者等において、本報告書の内容も踏まえて、引き続き競争促進的な取組が行われていくことにより、消費者利益の向上が図られることを期待している。

また、公正取引委員会は、引き続き、銀行と電子決済等代行業者及び銀行とノンバンクのコード決済事業者との間の取引等を注視するとともに、更なるフォローアップを行い、競争政策上の観点から提言を行っていく。また、今回は明確な事例は確認できなかったが、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には、厳正かつ的確に対処していく。

以上

参考　用語集

あ行

- **アカウント**
  特定のサイトやサービスを利用するための口座。
- **オープン API**
  他の企業等からのアクセスを可能とするため API を公開すること。
- **インターネットバンキング（IB）**
  銀行の利用者が、同サービスに申し込むことにより、パソコンやスマートフォン等の端末を利用してインターネットに接続し、金融機関のシステムにアクセスして口座残高照会や資金移動等を行えるサービス。同サービスは、個人口座用と法人口座用が別に提供されている。

か行

- **為替**
  為替手形、小切手、郵便為替、銀行振込等を用い、現金を直接輸送することなく金銭を決済する方法。
- **決済**
  資金など金銭的価値の受渡しを行うことによって、当事者間の金銭上の債権・債務関係を解消すること。
- **キャッシュレス決済**
  物理的な現金（紙幣・硬貨）以外の決済手段を利用して決済を行うこと。
- **キャリア決済**
  携帯電話料金と合算して商品等の代金を支払うことができる決済サービス。
- **銀行間手数料**
  全銀システムを通じた銀行間決済において、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる費用。振込金額が3万円未満の場合 117 円（税抜）、3万円以上の場合 162 円（税抜）とされていたが、2021 年 10 月1日から廃止され、新たに「内国為替制度運営費」が創設された。

- **金融包摂**
  誰ひとり取り残されることなく金融サービスにアクセスでき、その恩恵を受けることができるようにする取組。

- **ゲートウェイ**
  異なるシステムの接続に必要となるシステム。

さ行

- **スクレイピング**
  本報告書では、フィンテック企業が、利用者から IB サービスに係るパスワード等を受け取り、利用者に代わってシステムにアクセスし、情報を取得する手法。

- **全国銀行データ通信システム**
  通称全銀システム。全国銀行内国為替制度に加盟する銀行間の内国為替取引に関する通知の送受信、及び当該取引によって生じる銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしている。

- **全国銀行内国為替制度**
  国内の金融機関の間で振込等に関する為替通知の授受とその決済を行うための制度。

た行

- **データアグリゲーター**
  複数の銀行及びフィンテック企業と契約を締結し、API を通して両者の接続をシームレスに繋ぐ環境を提供する事業者。

な行

- **内国為替制度運営費**
  全銀システムを通じた銀行間決済において、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる費用で、2021 年 10 月 1 日に、銀行間手数料の廃止に伴い創設された。為替取引の被仕向処理に要するコスト及び被仕向銀行において為替事業の継続に必要な利益相当分で構成するものとして算定されており、為替取引1件あたり「62 円」(税抜)とされている。

- **認定データ受領者**
  Accredited Data Recipient。豪州の消費者のデータに関する権利（CDR）に基づき消費者のデータを取り扱う事業者。

は行

- **フィンテック**
  金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービス。
- **ペイロード**
  情報通信において、送信データに含まれるヘッダやメタデータなどの付加的情報を除いたデータ本体。

ら行

- **リテール決済インフラ**
  利用者が銀行口座からコード決済のアカウント残高へのチャージ等を行う際に、コード決済アプリから銀行口座に接続するためのサービス。

A～Z

- **AISP**
  口座情報サービス提供者（Account Information Service Provider）。EU の PSD2 で規定される事業者であり、利用者からの指示により、利用者が他の決済サービス提供者（銀行、電子マネー事業者、決済サービス事業者）に開設している1つ又は複数の決済口座に関する統合情報をオンラインで提供する事業者。
- **API**
  Application Programming Interface。他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式。銀行における API には、顧客の同意に基づいて、外部サービスから銀行のシステムに接続し、残高照会等の口座情報を取得する「参照系 API」と、振込・振替等を可能とする「更新系 API」がある。

- **API ゲートウェイ**
  API 接続を前提とした、全銀システムへ接続するための新たな共通基盤。全銀システムの参加者は、API ゲートウェイを活用することで、従来の中継コンピューターによらず、標準的な接続プロトコルで簡易な方式により、全銀システムに接続することができるようになる。

- **AML/CFT 対策**
  マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止対策（Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorism）。反社会的勢力、テロ組織、犯罪者集団等による取引、振り込め詐欺や融資詐欺等の不正口座取引等に対する一連の対策。

- **CAFIS**
  Credit And Finance Information Switching System。旧日本電信電話公社が開発し、現在では NTT データが提供するクレジットカードの情報照会サービス。現在は、銀行の勘定系システムに接続する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引においても使われている。

- **CARDNET**
  日本カードネットワークが運営するクレジットカード会社と加盟店を結ぶクレジット決済ネットワーク。銀行へ口座振替情報を伝達する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引にも使われている。

- **CDR**
  消費者のデータに関する権利（Consumer Data Right）。豪州競争・消費者委員会（ACCC）が所管する競争消費者法において規定された消費者が自身のデータにアクセスしコントロールすることを可能とする権利。

- **PISP**
  決済指図伝達サービス提供者（Payment Initiation Service Provider）。EU の PSD2 で規定される事業者であり、利用者からの指示により、利用者が他の決済サービス提供者（銀行、電子マネー事業者、決済サービス事業者）に開設している決済口座に係る決済指図を伝達するサービスを提供する事業者。

- **PSD2**
  第 2 次決済サービス指令（Payment Service Directive 2）。欧州経済領域（EEA）域内における決済サービス及び PSP を規制することを目的として発効された欧州議会指令。

- **PSP**
  決済サービス提供者（Payment Service Provider）。EU の PSD2 で規定される事業者であり、EEA 域内に本店又は支店を有する信用機関並びに電子マネー機関、加盟国の国内法の下で決済サービス提供の権限が与えられた郵便振替取扱機関、決済サービス機関等。

- **SCA**
  強力な顧客認証（Strong Customer Authentication）。知識（利用者のみが知っている情報。例：パスワード）、所有（利用者のみが所有しているもの。例：電話番号）及び固有性（利用者自身の属性。例：指紋）の要件のうち、互いに独立した二つ以上の要素を使用した認証方法。

- **TPP**
  第三者機関（Third Party Provider）。本報告書では、顧客からの指示を受け、銀行が保有する当該顧客の口座情報等を取得する事業者を指す。

- **UX**
  ユーザーエクスペリエンス。ユーザーである消費者が、商品やサービスを通じて得られる使いやすさ、使い勝手などの体験。なお、ユーザーと製品やサービスとの接点は、ユーザーインターフェイス（UI）という。